

NEWS LETTER

Institute of Social Safety Science

地域安全学会ニューズレター No. 91 —目次—

- | | |
|---|----|
| 1. 2015 年度地域安全学会大会（総会・研究発表会（春季）
のご案内 | 1 |
| 2. 地域安全学会研究発表会(春季)「優秀発表賞」募集のお知らせ | 3 |
| 3. 第 37 回（2015 年度）研究発表会（秋季）査読論文の募集
と投稿方法 | 4 |
| 4. 平成 25 年度地域安全学会論文賞審査報告 | 13 |
| 5. 2014 年度地域安全学会技術賞審査報告 | 15 |
| 6. 2015 年度地域安全学会役員選挙の結果報告 | 16 |
| 7. 研究運営委員会の 2014 年度活動報告 | 19 |
| 8. 第 3 回国連防災世界会議報告 | 21 |
| 9. 寄稿 | 28 |



地域安全学会ニューズレター
ISSS News Letter

No. 91
2015. 4

1. 2015 年度地域安全学会大会(総会・研究発表会(春季))のご案内

-
- (1) 第 36 回 (2015 年度) 地域安全学会研究発表会 (春季)
 - (2) 2015 年度地域安全学会総会
 - (3) 公開シンポジウム (台風 26 号土砂災害からの復興島づくり)
-

東京都大島町で 2015 年度地域安全学会総会および公開シンポジウム等を開催します。今年度も総会にあわせて、第 36 回 (2015 年度) 地域安全学会研究発表会 (春季) <一般論文発表会>を行いますので積極的な参加をお願いします。

(1) 大島三原山ジオパークミニツアー

時間：5/29 港到着後，13 時ぐらいまで (発表会会場でツアー終了)

東京竹芝棧橋朝の高速艇で到着後，研究発表会開始までの時間に三原山ツアーを予定しています。到着港から発表会会場までの移動も兼ねます。

- ・参加費：2,000 円 (バス代，ガイド代)
 - ・弁当「島弁」：1,000 円/個 (要予約)
- ツアーを申し込みあたり，「島弁」の要不要も連絡ください。

(要事前申込み) ippan-haru@isss.info へ氏名，所属，携帯番号を記載し申込みください。
締め切り：5/18(月)

(2) 第 36 回 (2015 年度) 地域安全学会研究発表会 (春季) <一般論文発表会>

場所：大島町開発総合センター (大島町役場に併設)

日時：2015 年 5 月 29 日 (金) 13:30~16:30 一般参加可能

※プログラムは地域安全学会ホームページに掲載します。

※上記の時間は一般論文発表数により多少の変更があるかもしれません。

(3) 2015 年度地域安全学会総会

場所：大島町開発総合センター (大島町役場に併設)

日時：2015 年 5 月 29 日 (金) 16:45~18:15

懇親会：

場所：大島温泉ホテル大広間

日時：2015 年 5 月 29 日 (金) 19:00~21:00

ご挨拶：大島町長 (予定)

御神火太鼓の生演奏あり。

※事前申し込み制です。

懇親会終了後，元町行きの借り上げバスを出します(無料)。

(4) 公開シンポジウム「台風 26 号土砂災害からの復興島づくり」

日時：2015 年 5 月 30 日（土）10：00～12：00

基調講演：宮下加奈（(社)減災・復興支援機構）「三宅島の全島避難と島の復興（仮題）」

コーディネーター：中林一樹（明治大学）

パネラー：大島町土砂災害復興推進室長

大島支庁土砂災害対策課長

（一社）大島観光協会長 白井岩仁さん

ホテル椿園 清水勝子さん

(5) 現地見学会「台風 26 号水害地域の土砂災害対策とまちの再建状況の視察（仮）」

日時：2015 年 5 月 30 日（土）12：30～15：00（竹芝栈橋行き午後発の高速艇に乗船できます）

参加費：2,000 円（バス代，ガイド代）

お弁当「おにぎり」が注文できます。400 円

（要事前申込み）ippan-haru@iiss.info へ氏名，所属，携帯番号を記載し申込みください。

締め切り：5/18(月)

■参加費と宿泊手配について

参加費：（研究発表会，公開研究会）無料

発表梗概集：4,000 円

宿泊&懇親会：大島温泉ホテル（部屋決めは宿に依頼）

→懇親会+1 泊朝食（一般会員）：13,500 円（3 人部屋），14,500 円（2 人部屋）

→懇親会+1 泊朝食（学生会員）：8,500 円（3 人部屋・・・場合によって 2 人部屋の場合も）

→懇親会のみ（一般会員）：9,000 円

→懇親会のみ（学生会員）：4,000 円

→懇親会のみ（大島町民）：6,000 円

※「大島温泉観光ホテル」への宿泊予約は各自ホテルへ電話にてお願いいたします。その際「地域安全学会の参加で」と伝えてください（部屋はあらかじめ確保済み）。

TEL：04992-2-1673，HP；<http://www.oshima-onsen.co.jp>

※参加費は大会受付にて学会事務局で徴収しホテルに一括して支払いをします。

現金のみで，カードの使用はできません。

■大島へのアクセス

(1)東京より

・羽田ANA便→1便/日（出発8時半前後）

・調布から新日本中央航空→3便/日

・竹芝栈橋より高速艇→3便/日

(2)熱海より

・熱海港より高速艇→2便/日

※船便については東海汽船HPを参照ください。

http://www.tokaikisen.co.jp/time_price/timetable/2015_07.shtml

2. 地域安全学会研究発表会(春季)「優秀発表賞」募集のお知らせ

地域安全学会表彰委員会 大西一嘉

地域安全学会では、春季・秋季研究発表会での一般論文の研究発表（口頭発表・ポスター発表）を対象として優秀発表賞を2012年度に創設し、以後、表彰を行っています。来たる平成27年5月に実施される第36回（2015年度）地域安全学会研究発表会(春季)一般論文については、下記要領で実施します。

なお、事前に応募登録された方のみを対象に選考するものとし、受賞資格を下記のように設けていますのでご確認の上、必ず下記の方法にて応募登録をお願いします。学生会員や若手会員の皆さんに受賞のチャンスが広がっていますので、奮って応募していただくようお願いします。

■「優秀発表賞」応募登録の方法

- ・研究発表会実行委員会への本論文送付時に、メール本文に以下の情報を記載する。

(1) 登録期限：平成27年4月末日

(2) 宛先：一般論文の送付先メールアドレスと同じ：ippan-haru@isss.info

(3) 応募登録内容、書式：

1行目 「優秀発表賞に応募します」と入力してください。

2行目 Eメールによる発表登録受理メールにて返信された受付番号

3行目 筆頭著者（＝優秀発表賞の応募登録者）の氏名

4行目 筆頭著者の所属先、職名等

5行目 筆頭著者の連絡先住所、郵便番号、電話番号（確実に連絡可能なこと）

（自宅以外の場合は、部課名、研究科／専攻名、研究室名などを最後まで正確に記載）

6行目 筆頭著者のE-メールアドレス

■第36回（2015年度）地域安全学会研究発表会(春季)での実施要領

- ・授賞対象：①論文の筆頭著者である（第二著者以降は含まない）
②論文の口頭発表者（著者名に○印がついている本会会員である事、代理発表は対象外）
③以前の研究発表会（春季、秋季）で優秀発表賞の受賞歴がない者（受賞は1回限り）
- ・授賞件数：若干名
- ・選考方法：発表内容、プレゼンテーション、質疑応答の総合評価
- ・選考結果：大会当日の懇親会で発表予定（表彰状の授与は秋季大会、または郵送の予定）

3. 第37回(2015年度)研究発表会(秋季)査読論文(地域安全学会論文集 No. 27)の募集と投稿方法

2015年4月
地域安全学会 学術委員会

「論文査読システム」は電子申込・電子投稿となっております。「論文査読システム」を通じて、2015年5月22日(金)正午12:00までの期間内に、地域安全学会ホームページ(www.iyss.info)から、論文申込と査読用論文原稿を同時に投稿して下さい。

査読は、カラー原稿を前提として行います。なお、再録、印刷される冊子体論文集はすべて白黒印刷とします。また、論文別刷りの作成・送付は行わないこととしておりますので、ご了承下さい。

また、平成21年度より新たに別途、審査付の論文集(電子ジャーナル)を発行することとなりました。これに伴い、第二次審査において採用とならなかった論文のうち、一部の修正により採用となる可能性があることと認められるものは、著者が希望すれば、再度修正・審査を行い、審査の結果、採用となれば地域安全学会論文集(電子ジャーナル)(平成28年3月発行予定)に掲載します。この場合、修正は1回のみとし執筆要領は本査読論文の執筆要領に準拠します。会員各位の積極的な査読論文の投稿をお願いします。

会員各位の積極的な電子ジャーナル査読論文の投稿をお願いします。

1. 日程等

- (1) 論文(講演)申込と査読用論文原稿の投稿期限(電子投稿)
平成27年5月22日(金)12:00(正午, 時間厳守)
- (2) 第一次審査結果の通知
平成27年8月初旬
- (3) 修正原稿の提出期限(電子投稿)
平成27年9月11日(金)12:00(正午, 時間厳守)
- (4) 「地域安全学会論文集 No. 27」への登載可否の通知
平成27年9月下旬
- (5) 登載決定後の最終原稿の提出期限(PDFファイルの電子投稿および白黒原稿の郵送)
①PDFファイルの電子投稿
平成27年10月16日(金)12:00(正午, 時間厳守)
②白黒原稿の郵送
平成27年10月16日(金)(消印有効)
- (6) 地域安全学会研究発表会での登載可の論文の発表(論文奨励賞の審査を兼ねる)
月日:平成27年11月13日(金)~14日(土)
場所:静岡県地震防災センター
- (7) 論文賞・論文奨励賞授与式(次年度総会に予定)

2. 査読料の納入

- (1) 査読料 1万円/編
①期 限:平成27年5月29日(金)までに、②宛てに振り込んで下さい。
②振込先: 〃りそな銀行 市ヶ谷支店
口 座 名: 一般社団法人地域安全学会 査読論文口座
口座種別: 普通口座
口座番号: 1745807
振込者名: 受付番号+筆頭著者 (例: 2015-000 チイキタロウ)
③その他: 査読料の入金確認をもって論文申込手続きの完了とさせていただきます
<投稿論文に形式上の不備があり、実際の査読が実施されない場合も返金いたしません>

3. 登載料の納入

- (1) 登載料 (CD-ROM版論文集1枚+冊子体論文集1冊を含む)
6ページは2万円/編, 10ページを限度とする偶数ページの増頁については、5千円/2頁。
- (2) 登載料の納入方法
平成27年10月19日(月)までに、上記2.(2)-②の振込先に振込んで下さい。

4. その他の注意事項

- (1) 申込期間の締切り間際に投稿の集中が見込まれます。予期せぬ事態によりサーバーがダウンし、

受付ができなくなる恐れも出てきます。締切り間際の投稿は極力避けていただくようお願いいたします。

- (2) 論文申込と査読用論文原稿の電子投稿の概略（詳細は電子投稿システムの指示に従って入力して下さい）
 - ・申込者の氏名，所属，連絡先，その他の事項を入力する。
 - ・論文題目，著者，所属，連絡先，その他の事項及び論文概要(250文字程度)を入力する。
 - ・その内容を確認し，必要があれば修正する。
 - ・原稿ファイル（PDF形式のみ）を指定し，送信する。
 - ・ファイルを送信しただけでは投稿は完了しません。送信後に Web 上での指示に従い，アップされた自分の原稿ファイルをダウンロードし，内容を確認の上，自ら「確認ボタン」を押して下さい。この操作を行うと初めて投稿が完了します。
 - ・投稿が完了すると，メールにより受付番号とパスワードが通知されるので，電子投稿システムに再度ログインし，投稿ファイルの内容を確認し，問題がなければ，申込・投稿を完了する。投稿期限前であれば何度でも再投稿できます。
 - ・査読結果は申込者の連絡先に送付されますので，日程をご確認の上，確実に受領できる場所をご指定ください。
- (3) 執筆要領テンプレートの入手方法
「論文集の執筆要領」は，電子ファイル「論文集の執筆要領」テンプレートが，地域安全学会ホームページ (<http://www.issss.info>) にありますので，必ず最新のテンプレートをご利用下さい。なお，審査の公正を高めるため，査読用論文原稿には，氏名，所属および謝辞を記載しないこととしておりますので，ご注意ください。詳細につきましては「論文集の執筆要領」をご参照下さい。
- (4) 申込だけで原稿が未提出のもの，査読料の払い込みのないもの，投稿論文が「論文集の執筆要領」に準じていないもの，および期限後の電子投稿は原則として受理できません。
- (5) Web 上の電子ジャーナル論文と，冊子体論文集に添付される「CD-ROM 版論文集」には，登載決定後に電子投稿いただいた原稿ファイル（PDF 形式）に，ページ番号を追加して収録しますので，カラー図版に関する制限はありません。査読用論文原稿の電子投稿と同様の手順で最終原稿の電子投稿をお願いいたします。
- (6) 「冊子体論文集」は，原稿ファイル（PDF 形式）の白黒出力を掲載します。原稿がカラー版の場合でも白黒印刷となります。

会員の皆様へ 論文査読のご協力お願い

「地域安全学会論文集」への投稿論文につきましては，学術委員会にて論文 1 編あたり 2 名の査読者を，原則として会員内より選出し，査読依頼を e-mail で送信いたします。地域安全学会の会員各位におかれましては，学術委員会より査読依頼が届きましたら，ご多用中のことと存じますが，ご協力の程，よろしくお願い申し上げます。

査読論文投稿(査読用原稿, 修正原稿, 最終原稿)にあたってのチェックリスト

平成27 年3 月
地域安全学会学術委員会

以下の項目は, 論文投稿時に多数見られる原稿不備の事例に基づいて, チェックリストとしてまとめたものです. それぞれ確認して, □の欄にレ印を入れてください.

このチェックリストは, ケアレスミスや種々の認識不足による論文返却など, 望ましくない事態を極力避けることを意図したものであり, 投稿規程や執筆要領を遵守していることを保証するものではありません. 下記以外の理由で論文が受理されず返却されることもありますので, ご注意ください.

■第一次審査段階 「査読用原稿」の提出チェックリスト

□本会あるいは他学協会の審査付き論文集に投稿された論文と同一の論文の同時投稿(「重複応募」)ではありませんね?

- 最新の(当該年度の)執筆要領のテンプレートを使用していますか?
- 投稿システムなどの変更内容を募集案内などで確認しましたか?
- 共著論文の場合, 論文内容に関して, 著者間で了解が得られていますか?
- 投稿原稿のページ数は6~10ページに収まっていますか?
- 投稿後に送られるメールにより, 受付番号とパスワードを確認しましたか?
- 投稿後, 受付番号とパスワードを用いて, 電子投稿システムに再度ログインし, 投稿したPDFをダウンロードして, 意図した内容であることを確かめましたか?
- フォーマット(特に, フォント種類, フォントサイズ, 英文の大文字小文字, 空行の空け方, 一ページの行数, 一行の文字数など)を守っていますか?
- PDF ファイル変換後に, 図表の意図しない移動や, 文字化け, ページ数超過などが起きていないか, 印刷出力して確認しましたか?
- 投稿規程や執筆要領に従っていない原稿は, 形式違反として返却される事を理解していますか?
- 投稿するファイルを, 最新のセキュリティ環境のパソコンでウィルスに感染していないかチェックされましたか?
- 第一段階の査読用原稿では, 著者および所属欄は未記入のままであることを確認しましたか?(白い矩形を貼り付けて見えなくしても, Acrobat 機能でテキストが抽出されま
す. 隠すのではなく記入自体しないでください.)
- 指定投稿期限後に投稿された原稿は, 機械的に受付番号が発行されても無効となり,

受理されない事を理解していますか？

- 投稿規程および執筆要領（その他，学術委員会からの指示を含む）に従っていない原稿は，形式違反として返却される事があると理解していますか？
- 査読料の払い込みを，期限内に済ませましたか（済ませられますか）？

■第二次審査段階 条件付掲載通知を受けた「修正原稿」の提出チェックリスト

- 修正原稿において，著者および所属は記載されていますか？
- 修正箇所を赤文字で明記していますか？
- 学術委員会の指摘事項以外の加筆修正は認められないことを理解していますか？
- 投稿するファイルを，最新のセキュリティ環境のパソコンでウィルスに感染していないかチェックされましたか？
- 期限後の電子投稿は無効となる事を理解していますか？
- 投稿規程および執筆要領（その他，学術委員会からの指示を含む）に従っていない原稿は，形式違反として返却される事があると理解していますか？

■最終審査段階 条件付掲載通知を受けた「再修正原稿」の提出チェックリスト

- 修正原稿において，著者および所属は記載されていますか？
- 修正箇所を赤文字で明記していますか？
- 学術委員会の指摘事項以外の加筆修正は認められないことを理解していますか？
- 投稿するファイルを，最新のセキュリティ環境のパソコンでウィルスに感染していないかチェックされましたか？
- 期限後の電子投稿は無効となる事を理解していますか？
- 投稿規程および執筆要領（その他，学術委員会からの指示を含む）に従っていない原稿は，形式違反として返却される事があると理解していますか？

■第二次および最終審査段階 掲載決定通知を受けた「最終原稿」の提出チェックリスト

- 修正箇所を示した赤文字をすべて黒文字に直していますか？（論文CD はカラー版です）
- 最終原稿は，学術委員会が特に指示した軽微な修正以外は認められない事を理解していますか？
- フォーマット（特に，フォント種類，フォントサイズ，英文の大文字小文字，空行の空け方，一ページの行数，一行の文字数など）を守っていますか？
- PDF ファイル変換後に，意図しない図表の移動や，文字化け，ページ数超過などが起きていないか，印刷出力して確認しましたか？
- 投稿するファイルを，最新のセキュリティ環境のパソコンでウィルスに感染していないかチェックされましたか？

- 投稿後、受付番号とパスワードを用いて、電子投稿システムに再度ログインし、投稿したPDFをダウンロードして、意図した内容であることを確かめましたか？
- 最終原稿の電子投稿期限を過ぎて投稿された原稿は、システムによって機械的に受け付けられたとしても、受理されない事を理解していますか？
- 電子投稿と同一内容の、白黒原稿が郵送期限を過ぎていた場合、電子投稿が受け付けられたとしても、受理されない事を理解していますか？
- 査読料、および登載料（6 頁は2万円／編、10 頁を限度とする偶数頁の増頁については、5 千円／2 頁）の払い込みを、期限内に済ませましたか（済ませられますか）？

地域安全学会論文集(電子ジャーナル論文)の執筆要領と和文原稿作成例

Guideline for Manuscript and Japanese Paper Sample of the Journal of Social Safety Science

(査読用原稿では点線で囲まれた枠内には記入しないこと。図形の貼付も不可。
修正原稿では必ず正しく記入すること。)

地域 太郎¹, 安全 花子²

Taro CHIIKI¹ and Hanako ANZEN²

¹ 地域安全大学 情報工学科

Department of Information Technology, Chiiki Anzen University

² 防災科学コンサルタント(株) 防災技術部

Department of Disaster Mitigation Engineering, Bousai Kagaku Consultants Co., Ltd.

The present file has been made as a print sample for the Journal of ISSS. The text of this file describes, in the camera-ready manuscript style, instructions for preparing manuscripts, thus allowing you to prepare your own manuscript just by replacing paragraphs of the present file with your own, by CUT & PASTE manipulations. Both left and right margins for your Abstract should be set 1 cm wider than those for the text of the article. The font used in the abstract is Times New Roman, 9pt, or equivalent. The length of the abstract should be within 7 lines.

Keywords: three to six words, one blank line below abstract, indent if key words exceed one line, Times New Roman, italic, 9 point font

1. はじめに

この「地域安全学会論文集の執筆要領と和文原稿作成例」は、参考文献¹⁾を参考に、「地域安全学会論文集」(電子ジャーナル論文)の原稿作成の指針を示したものです。

この電子ファイル(Word 2003)は、地域安全学会論文集の原稿(和文)を作成するために必要なレイアウトやフォントに関する基本的な情報を記述したテンプレートです。原稿そのものの体裁(A4)をとっているため、このファイルの中の文章をこれから書こうとしている実際のものに置き換えれば、所定のフォントや配置の原稿を容易に作成することができます。原稿作成にあたっては、必ずこのテンプレートを使用してください。フォーマットの細部が変更される場合がありますので、過去に投稿した原稿を再利用することはお控えください。フォーマットが守られていない原稿については、学術委員会において形式審査により不受理とする場合があります。

2. 用紙と基本構成

原稿は、A4判で、次の順に作成して下さい。

- ・ 題目 (和文および英文)
- ・ アブストラクト (英文)
- ・ キーワード (英文)
- ・ 本文 (和文または英文)

- ・ 補注 (必要な場合)
- ・ 参考文献

審査の公正を高めるために査読者には著者名を伏せて査読原稿を送付しますので、上記の点線で囲まれた著者名(和文および英文)および所属名(和文および英文)の部分は記入しないでください。上から図形を貼付して伏せることも不可です。謝辞も同様に空欄にしてください。また、参考文献として論文中に引用する場合は、「著者らは」など末尾の参考文献と関連して著者名がわかるような記述は避けてください。

3. 論文送付票

地域安全学会ホームページの査読論文申し込み画面で、

- ・ 題目(和文および英文)
- ・ 筆頭著者氏名(和文および英文)、所属(和文および英文)、および連絡先(郵便番号、住所、e-mailアドレス、電話番号、ファックス番号)
- ・ 連名著者全ての氏名・所属(和文および英文)
- ・ 原稿枚数、図・表・写真の枚数を入力し、送信して下さい。同時に、PDF形式とした査読論文を送信して下さい。

4. レイアウト等

レイアウトは、本要領に従って下さい。ただし、使用するソフトウェアやプリンターの違いによって、文字の大きさや字体、レイアウトの寸法などに若干の差異が生じて構いません。しかし、1 ページ当りの字数に大幅な増減がある場合には、レイアウトの修正をお願いします。

(1) マージン等

- ・ 上下：各 20mm，左右：各 20mm
(ただし、1 ページ目のみ上：30mm)
- ・ 二段組み本文の段組間隔は 8mm

(2) フォント等

フォントは、原則として、以下の通りとします。

- ・ 題目：和文はゴシック 14pt，中央揃え，左右各 30mm のマージン。
英文は Times New Roman 12pt，中央揃え，左右各 30mm のマージン。
- ・ 著者名：和文は明朝 12pt，中央揃え，左右各 30mm のマージン。
英文は Times New Roman 12pt，中央揃え，左右各 30mm のマージン。
- ・ 著者所属：和文は明朝 9pt，左揃え 30mm のマージン。
英文は Times New Roman 9pt，左揃え 30mm のマージン。
- ・ アブストラクト：英文 Times New Roman 9pt，左揃え，左右各 30mm のマージン。
- ・ キーワード：Times New Roman, italic, 9pt, 3-6 語，2 行以内，左右各 30mm のマージン。
“**Keywords**” は一語でボールドイタリック体。
- ・ 本文：明朝 9pt，行替えの場合は 1 字下げ。
- 章の見出し：ゴシック 10pt，左寄せ
- 節，項の見出し：ゴシック 9pt，左寄せ
- 図，表，写真のキャプション：ゴシック 9pt，中央揃え
- ・ 補注，参考文献の指示：明朝 9pt の右肩上付き 1/4 角を原則としますが，各学問分野の慣例に従っても構いません。
- ・ 補注(必要な場合)：“補注”はゴシック 10pt，左寄せ，補注自体は，明朝 8pt。
- ・ 参考文献：“参考文献”はゴシック 10pt，左寄せ。
参考文献自体は，明朝 8pt。

(3) 行数および字数

a) アブストラクト

7 行以内として下さい。

b) 本文

二段組みとし，一段当りの幅は 81mm，1 行当り 25 字，行間隔は 4.0mm とし，1 ページ当り 60 行を標準として下さい。したがって，文章のみのページでは 1 ページ当り 3,000 字が標準的な字数となります。

(4) 総ページ数

題目から参考文献までを含めて，最低 6 ページ，最大 10 ページとして下さい。なお，査読者による指摘事項を踏まえて加筆・修正することを念頭に置き，最終原稿が

10 ページを超えないように査読用原稿を執筆することをお勧めします。

参考文献リストのあとに 1 行空けて，電子申込・投稿した日を投稿受付年月日として，右詰めで書いて下さい。登載が決定した場合には，最終原稿に登載が決定した日付を登載決定年月日として，投稿受付年月日の下に記載してください。

5. 文章および章，節，項

(1) 文章の書き方

文章は口語体によって，とくにカタカナ書きや英文を必要とする部分以外は，漢字まじり平仮名書きとして下さい。私的な表現，広告・宣伝，特定の個人・組織を誹謗する表現は避けて下さい。

(2) 章，節，項のタイトルの書き方

章，節，項の見出し記号と前後の行空け等は，以下の通りとして下さい。

- ・ 章：“1 … 9.”，前 2 行空き，後ろ 1 行空き。
- ・ 節：“(1) … (9)” ，前 1 行空き，後ろ行空き無し。
- ・ 項：“a) …… z)”，前後行空き無し。

6. 式，記号および単位系

(1) 記号等の使い方

式や図に使う文字，記号，単位記号等はできる限り常識的な記号等を用い，必要に応じて記号等の一覧を付けて下さい。

(2) 数式

数式は，式の展開や誘導部分を少なくしてできるだけ簡潔にまとめ，必要に応じて本文中で説明して下さい。また，数式には，式の番号を “[1] …… [9]” とし，右寄せで付けて下さい。

(3) 単位系

単位は，原則として国際単位系：SI⁽¹⁾を用いて下さい。

7. 図，表，写真

(1) 図，表，写真の体裁

CD-ROM 版論文集には，電子投稿された PDF ファイルが収録されますので，カラー版に関する制限はありません。電子出版の利点を活かしてカラー版を使用して下さい。ただし，冊子体論文集は白黒印刷となりますので，白黒印刷の完全版下原稿を別途作成していただきます。

(2) 図，表，写真中の文字，キャプション等

図，表，写真は，最後にまとめて配置するのではなく，関連のある文章の近くに配置して下さい。

図，表，写真中文字やキャプション等は，本文と同じ言語を用いて下さい。

図，表，写真には，それぞれ一連番号を付けて下さい。

表のキャプションは上に，図および写真のキャプションは下に付けて下さい。

(3) 図、表、写真と文章との関係

図、表、写真をページの一番上または一番下に配置する場合以外、上下 1 行ずつ空けて下さい。図、表、写真は一段のみ、二段抜きのいずれでも構いませんが、図、表、写真の左右には本文を組み込まないで下さい。

図、表、写真は、本文と同じ方向で組み込むことを原則とします。ただし、1 ページ全体を 1 つの図、表、写真とする場合は、本文の方向から 90° 回転することができます。

(4) 図、表、写真の引用について

図、表、写真を他の著作物から引用する場合には、出典を必ず明記し、著作権法に抵触しないよう、著者の責任において原著者等の了解を得て下さい。

8. 補注について

本文中の脚注や注はできるだけ避け、本文中で説明するか補注として本文末尾において下さい。ただし、それぞれの学問分野の慣例に従っても構いません。

補注とする場合は、順番に“(1) …… (9)”の番号を付け、明朝 9pt の上付きで示して下さい。

9. 参考文献について

参考もしくは引用した文献は、順番に“(1) …… (9)”の番号を付け、本文中では明朝 9pt の上付きで引用して下さい。末尾の“参考文献”の記述内容は、全ての著者、論文名、雑誌名または書名、巻号、ページ、発行所、発行年の順に記載して下さい。著者が 3 名以上の場合に限り、第 1 著者のみを記載しあとを“他”または“et al.”としても構いません。

原稿受付の段階で登載が決定していない論文は引用できません。公表されていない論文については、査読に際して提出いただく場合もあります。

10. 著作権と著者の責任

「地域安全学会論文集」に登載された個々の著作物の著作権は著者に属し、原稿の内容については著者が責任を持つこととなります。したがって、印刷後発見された誤植や内容の変更はできません。誤植の訂正や内容の変更が必要な場合は、学術委員会の了承を得た上で、著者の責任において、文書で、当該論文が登載されている「地域安全学会論文集」所有者に周知して下さい。

11. 修正原稿および印刷用最終原稿の提出

学術委員会による一次審査を通過した論文については、「修正原稿」および「修正事項に対する回答書」を提出していただきます。

修正原稿では、修正箇所を必ず赤字で示し、どのように修正がなされたのか、わかるようにして下さい。このような修正方法が適切でないために不採用と判断され

る場合があります。指摘事項以外の修正は認められません（誤字脱字の修正などの軽微なものを除く）。

修正原稿では、上記の点線で囲まれた所定の部分に著者名（和文および英文）および所属名（和文および英文）を追記し、点線の枠は削除して下さい。また、隠匿したや謝辞等がある場合についても、必ず追記して下さい。

学術委員会による最終審査を通過した論文については、最終原稿ファイル（PDF）を提出していただきます。その際に、軽微な修正を指示することがあります。

12. その他

(1) 原稿受付年月日

学術委員会により原稿が受理された日付を原稿受付年月日とします。日付については、最終原稿ファイルの作成依頼時にお知らせします。

(2) 登載決定年月日

登載が決定した日付を登載決定年月日とします。日付については、最終原稿ファイルの作成依頼時にお知らせします。

(3) 登載決定

査読を経た原稿が、本「査読論文執筆要領」に合致していると学術委員会が認めた時点で、登載決定を事務局より通知します。

(4) 査読者等の公表

個々の論文についての査読者名および査読内容は公表しません。論文集には、当該年度の査読者の一覧を掲載します。

(5) 英文論文への適用

本文を英文とする論文の執筆要領は、本文が和文であることを前提として作成した本「査読論文執筆要領」に準拠して下さい。しかし、英文の場合は、和文のタイトル、著者名、所属は不要です。

本文のフォントは、Times New Roman 9pt を基本として使用して下さい。

補注

(1) 国際単位系

SI は、1960 年の国際度量衡総会で採択され、メートル法の単位をもとに、現代の科学技術および一般の社会活動の諸分野で共通に使用できるよう編成された実用的な単位系で、以下のような長さ、質量、時間、電流、温度、物質質量、光度の基本単位があります。

長さ：メートル(m)	質量：キログラム(kg)
物質質量：モル(mol)	時間：秒(s)
光度：カンデラ(cd)	電流：アンペア(A)

また、10 の整数乗倍の単位を作るために以下のような SI 接頭語が定められています。

10 ²⁴ ：ヨタ(Y)	10 ³ ：キロ(k)	10 ⁹ ：ナノ(n)
10 ²¹ ：ゼタ(Z)	10 ² ：ヘクト(h)	10 ¹² ：ピコ(p)
10 ¹⁸ ：エクサ(E)	10 ¹ ：デカ(da)	10 ¹⁵ ：フェムト(f)
10 ¹⁵ ：ペタ(P)	10 ⁰ ：デシ(d)	10 ¹⁸ ：アト(a)

10¹² : テラ(T) 10⁻² : センチ(c) 10⁻²¹ : ゼプト(z)
10⁹ : ギガ(G) 10⁻³ : ミリ(m) 10⁻²⁴ : ヨクト(y)
10⁶ : メガ(M) 10⁻⁶ : マイクロ(μ)

- 1) 土木学会論文編集委員会：土木学会論文集投稿の手引, 論文集編集委員会関連資料, 土木学会, pp.8-22, 1998.
- 2) Kanamori, H., Aki, K. and Heaton, T.: Real-time seismology and earthquake hazard mitigation, Nature, Vol. 390, pp. 461-464, 1997.

参考文献

(原稿受付 2015.MM.DD)
(登載決定 2015.MM.DD)

4. 2014 年地域安全学会論文賞、および地域安全学会年間優秀論文賞審査報告

地域安全学会 学術委員会

2014 年は、査読論文（2014 年 3 月発行論文集 No.22（電子ジャーナル）、2014 年 7 月発行論文集 No.23（電子ジャーナル）、および 2014 年 11 月発行論文集 No.24（研究発表会））に、計 48 編の論文が掲載された。

これら 48 編の論文に対して、2014 年地域安全学会論文賞、および地域安全学会年間優秀論文賞の審査が行われた。地域安全学会年間優秀論文賞は、一年間に地域安全学会論文集に掲載された査読論文の中から最も優秀な論文を選定しこれを表彰するものであり、2012 年に設置された。ここでは、その審査要領と審査結果について報告する。

■「地域安全学会論文賞」および「地域安全学会年間優秀論文賞」の審査要領

1. 授賞対象者

「地域安全学会論文賞」の授賞対象者は、「地域安全学会論文集」（研究発表会（秋季）査読論文および電子ジャーナル査読論文）に掲載された論文の著者で地域安全学会会員であり、原則として筆頭著者および共著者全員とする。

「地域安全学会年間優秀論文賞」の授賞対象者は、「地域安全学会論文集」（研究発表会（秋季）査読論文および電子ジャーナル査読論文）に掲載された論文の著者で地域安全学会会員であり、原則として筆頭著者とする。

2. 審査方法

- 1) 学術委員会委員全員、および学術委員長が委託する若干名から構成される審査会が審査を行なう。
- 2) 審査は、当該論文の新規性、有用性、完成度を評価の対象として、これを行う。
- 3) 審査の実施細目は別途定める。

3. 表彰

- 1) 賞は「地域安全学会論文賞」および「地域安全学会難関優秀論文賞」と称する。
- 2) 「地域安全学会論文賞」の表彰は、賞状並びに記念メダルを贈り、これを行なう。
「地域安全学会年間優秀論文賞」の表彰は、賞状を贈り、これを行なう。
- 3) 表彰は選考された次年度の地域安全学会総会で行なう。

■審査概況(2014 年)

1. 審査会

2014 年の審査は、14 名の学術委員と、学術委員長が委託した 1 名の地域安全学会理事（立木会長）で構成される審査会が、48 編の査読論文に対して行われた。

2. 審査方法

審査対象論文の共著者である審査委員は、当該論文の審査から除外し、審査委員は除外された論文以外の全ての論文に対して審査を行なった。各審査委員は、「地域安全学会論文賞」および「地域安全学会年間優秀論文書」候補について数件程度を選出し、審査会において両賞の候補について審議し受賞対象者を決定した。

■審査結果(2014年地域安全学会論文賞)

審査会における審議の結果、2014年は該当者なしとの結論に至った。

■審査結果(2014年地域安全学会年間優秀論文賞)

審査会における審議の結果、以下の2編の論文の筆頭著者が選出された。

- ・「持続の危ぶまれる地域での住民主体による事前復興まちづくり計画の立案初動期の課題と対策」(地域安全学会論文集 No.22)
井若和久 (徳島大学)
- ・「防犯カメラ映像を用いた大規模集客施設での地震時の人間行動分析 ―震度と人間行動の対応―」(地域安全学会論文集 No.24)
藤岡正樹 (東京工業大学)

5. 2014年度地域安全学会技術賞審査報告

地域安全学会 表彰委員会 大西一嘉

本年度で8回目を迎えた地域安全学会技術賞の募集に対し、2件の応募があり、2015年2月から3月にかけて下記の審査要領に基づき審査が行われました。審査委員10人による厳正な審査の結果、今回の技術賞は、該当なしという結果となりました。ここに報告させていただきます。

■2014年度「地域安全学会技術賞」の審査要領（抜粋）

1. 授賞対象者

「地域安全学会技術賞 候補業績募集要領」に基づき応募された「地域社会における安全性および住民の防災意識の向上を目的として開発され、顕著な貢献をしたすぐれた技術（システム、手法、防災グッズ、情報技術、マネジメント技術を含む）」を対象とする。

2. 審査方法

- (1) 表彰委員会委員全員、学会長・副会長、学術委員会委員長・副委員長、学術委員会電子ジャーナル部会長・副部会長、春季研究発表会実行委員長、秋季研究発表会実行委員長から構成される技術賞審査会が審査を行う。
- (2) 表彰委員会委員長は、技術賞候補の応募期日後に三分の二以上の構成員を召集し、技術賞審査会を開催する。
- (3) 第一次技術賞審査会では、応募状況の報告、応募書類の形式審査、審査方法の確認、および技術賞選定に関する審議と決定を行う。
- (4) 審査は、当該技術の①実績、②有用性・実用性、③革新性・新規性、④一般性・汎用性、および⑤将来性・展開性を考慮した以下の手順に従い、行われる。
- (5) 各審査員は評価シートを用いて、各々の候補技術を上記①から⑤の評価項目に基づき総合的に評価する。そして、地域安全学会技術賞にふさわしい技術を選定する。
- (6) 表彰委員は、すべての審査員により提出された評価シートに基づき、技術賞受賞候補を選定する。
- (7) 第二次技術賞審査会で技術賞受賞候補について審議を行い、理事会の承認のうえ、受賞技術を決定する。
- (8) 審査の実施細目は別途定める。

6. 2015 年度地域安全学会役員選挙の結果報告

会員各位

2015 年 4 月 27 日
地域安全学会選挙管理委員会
委員長 宮野道雄

2015 年度地域安全学会役員選挙について（通知）

地域安全学会役員選挙規程にもとづき、次期役員の内候補の受け付けを公示（本学会ホームページ、2014 年 10 月 21 日）しました。選挙告知で通知しましたように、次期役員選出の所定数は、理事 14 名以内、監事 1 名でした。今回は候補者が所定数以内のため、地域安全学会役員選挙規程第 12 条の定めにより、候補者全員を無投票当選としましたが、2014 年度第 6 回理事会において監事を 3 名体制にすることが会長から発議され、承認されましたので、別紙のとおり監事候補 1 名を追加して候補者を定め 2015 年度総会において選任することとします。なお、役員選挙規程（2014 年 5 月 16 日改正）は以下の通りです。

以上

地域安全学会役員選挙規程

（総則）

第 1 条 この規程は地域安全学会（以下本会という。）において、総会で選任される役員（理事及び監事）の候補者の選挙に適用する。

（選挙管理委員会）

第 2 条 この規程による選挙は、「選挙管理委員会」が、これを管理する。

2 選挙管理委員会は理事会の承認をもって設置し、理事会が指名する選挙管理委員長と副委員長及び委員数名をもって構成する。

（選挙権、被選挙権）

第 3 条 投票締切日の前月 1 日から引き続き投票締切日まで正会員（正会員とは、学生会員、賛助会員以外の会員を言う）である者は、当該する役員選挙の選挙権、被選挙権を有する。

（選挙役員の所定数）

第 4 条 理事会は、会則に基づき、次期役員のうち選挙対象の役員の所定数を確認し、選挙管理委員会に通知する。

（役員選挙の通知）

第 5 条 選挙管理委員会は、候補者届出開始日とその締切日、投票開始日とその締切日を定め、次期役員の所定数を合わせ、正会員に事前に通知しなければならない。

（候補者）

第 6 条 役員に立候補する者は、3 名以上の正会員よりなる推薦人の名簿と推薦理由を添えて、選挙管理委員会に届け出ることとする。

第 7 条 候補者の届出が、指定した期日までに行われぬ場合、もしくは候補者が所定数に満たぬ場合は、理事会は速やかに候補者を選定するものとする。

（候補者および有権者名簿）

第 8 条 選挙管理委員会は、候補者の届出終了後速やかに候補者名簿および有権者名簿を作成する。名簿は、投票開始日時から投票締切日まで本会事務局に備え付け、会員の閲覧に供する。候補者名簿には、候補者氏名、推薦人氏名、候補者の立候補理由または推薦人の推薦理由を記載する。

（投票および開票）

第 9 条 選挙は、候補者名簿に記載された候補者に対する無記名投票によって行い、第 4 条に定められた所定数までの連記とする。

第 10 条 投票用紙と郵送用封筒は、選挙管理委員会が正会員に郵送する。投票は、所定の投票用紙を所定の封筒に入れ、指定された投票先に、別に定める日時までに郵送により行う。この時、所定の封筒には有権者の氏名を自署する。

第 11 条 選挙管理委員会は、投票終了後速やかに開票を行う。

第 12 条 候補者が所定数に満たない又は同数の場合には、候補者全員を無投票当選とする。

（有効および無効票の判定）

第 13 条 以下の投票は、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙および封筒を用いないもの。
- (2) 郵送用の封筒に、有権者の氏名が記載されていないもの。
- (3) 郵送用の封筒に、複数枚の投票用紙が封入されているもの。
- (4) 規定の数を超えて候補者名を記載したもの。

（当選者の決定）

第 14 条 有効投票数の多い者から、順次所定数に充つるまで当選者とする。

2 有効投票数が同数の場合は、年齢の若い候補者から順次当選者とする。

（選挙結果の通知）

第 15 条 選挙管理委員会は、開票終了後速やかに会員に選挙結果を通知する。

（その他）

第 16 条 役員選挙に関し本規程に定めがないことについて問題が生じた場合には、会長が専決し処理に当たる。なお、会長は直近の理事会において専決処理事項を報告し、承認を得るものとする。

付則

- 1 この規程は、2005 年 5 月 13 日から施行する。
- 2 この規程の改廃は総会の議を経なければならない。
2006 年 5 月 20 日改訂（総会承認）
2014 年 5 月 16 日改訂（総会承認）

2015 年度地域安全学会役員選挙候補者名簿

候補者氏名 (五十音順)	推薦者	推薦理由
(理事)		
池田 浩敬	2014 年度 理事会	氏は、これまで学術委員会活動や秋季研究発表会実行委員長などを通じ、学会運営に大きく貢献してきました。これまでの経験を学会運営に活かしていただきたく、来期の理事として推薦します。
稲垣 景子	2014 年度 理事会	氏は、これまで研究発表や国際交流における学会活動を通じ、学会運営に大きく貢献してきました。これまでの経験を学会運営に活かしていただきたく、来期の理事として推薦します。
加藤 孝明	2014 年度 理事会	氏は、これまで学術委員会活動などを通じ、学会運営に大きく貢献してきました。引き続き、これまでの経験を学会運営に活かしていただきたく、来期の理事として推薦します。
清野 純史	2014 年度 理事会	氏は、これまで学術委員会活動や広報委員会活動などを通じ、学会運営に大きく貢献してきました。これまでの経験を学会運営に活かしていただきたく、来期の理事として推薦します。
越村 俊一	2014 年度 理事会	氏は、これまで広報委員会活動などを通じ、学会運営に大きく貢献してきました。引き続き、これまでの経験を学会運営に活かしていただきたく、来期の理事として推薦します。
指田 朝久	2014 年度 理事会	氏は、これまで学術委員会活動などを通じ、学会運営に大きく貢献してきました。引き続き、これまでの経験を学会運営に活かしていただきたく、来期の理事として推薦します。
庄司 学	2014 年度 理事会	氏は、これまで学術委員会(電子ジャーナル)や広報委員会活動などを通じ、学会運営に大きく貢献してきました。引き続き、これまでの経験を学会運営に活かしていただきたく、来期の理事として推薦します。
立木 茂雄	2014 年度 理事会	氏は、これまで地域安全学会会長の重責および国際交流担当の活動などを通じ、学会運営に大きく貢献してきました。引き続きこれまでの経験を学会運営に活かしていただきたく、来期の理事として推薦します。
能島 暢呂	2014 年度 理事会	氏は、これまで選挙管理委員会委員長や研究運営委員会活動を通じ、学会運営に大きく貢献してきました。引き続き、これまでの経験を学会運営に活かしていただきたく、来期の理事として推薦します。
藤本 一雄	2104 年度 理事会	氏は、これまで学術委員会活動などを通じ、学会運営に大きく貢献してきました。引き続き、これまでの経験を学会運営に活かしていただきたく、来期の理事として推薦します。
村尾 修	2014 年度 理事会	氏は、これまで学術委員会活動や広報委員会活動および東日本大震災特別委員会副委員長などを通じ、学会運営に大きく貢献してきました。これまでの経験を学会運営に活かしていただきたく、来期の理事として推薦します。
目黒 公郎	2014 年度 理事会	氏は、これまで地域安全学会副会長の重責および研究運営委員会委員長を務めるなど、学会運営に大きく貢献してきました。引き続き、これまでの経験を学会運営に活かしていただきたく、来期の理事として推薦します。
八木 宏晃	2014 年度 理事会	氏は、これまで秋季研究発表会の運営を支えるなど学会運営に大きく貢献してきました。ついては、これまでの経験を今後の学会運営に活かしていただきたく、来期の理事として推薦します。
矢代 晴実	2014 年度 理事会	氏は、これまで安全工学シンポジウム等の活動を通じ、学会運営に大きく貢献してきました。引き続き、これまでの経験を学会運営に活かしていただきたく、来期の理事として推薦します。
(監事)		
山崎 文雄	2104 年度 理事会	氏は、これまで地域安全学会会長としての重責などを通じて学会の体制改革や運営に多大な貢献をしてきました。これまでの経験を学会運営に活かしていただきたく、来期の監事として推薦します。
重川 希志依	2014 年度 理事会	氏は、これまで地域安全学会会長の重責を担ってこられ、また学会の公益法人化に向けての種々の活動を通じ、学会運営に大きく貢献してきました。これまでの経験を学会運営に活かしていただきたく、来期の監事として推薦します。

(理事 14 名、監事 2 名)

2014 年度地域安全学会役員

2015.4.27 現在

	立木 茂雄*	同志社大学社会学部	
副会長	糸井川栄一	筑波大学システム情報系	総務（会員・広報）担当
副会長	目黒 公郎*	東京大学 生産技術研究所	学術（研究・国際交流（正））担当
理事	池田 浩敬*	常葉大学大学院環境防災研究科	秋季研究発表会実行委員会（正）
理事	市古 太郎	首都大学東京大学院都市環境科学研究科	総会・春季研究発表会実行委員会（正）
理事	岩田 孝仁*	静岡県危機管理部	秋季研究発表会実行委員会（副）
理事	梅本 通孝#	筑波大学システム情報系	研究運営委員会（副）
理事	大西 一嘉	神戸大学大学院工学研究科	表彰委員会（正）、東日本大震災特別委員会担当
理事	大原 美保	独立行政法人土木研究所 水災害リスクマネジメント国際研究センター 水災害研究グループ	
理事	岡田 成幸	北海道大学大学院工学研究院	総会・春季研究発表会実行委員会（副）
理事	加藤 孝明*	東京大学 生産技術研究所	防災学協会連合組織担当
理事	柄谷 友香	名城大学都市情報学部	東日本大震災特別委員会担当
理事	清野 純史*	京都大学大学院工学研究科	
理事	鎌田 泰子#	神戸大学大学院工学研究科	
理事	越村 俊一*	東北大学 災害科学国際研究所	広報委員会
理事	重川希志依*	常葉大学大学院環境防災研究科	
理事	庄司 学*	筑波大学システム情報系	広報委員会(副)
理事	田中 聡	常葉大学大学院環境防災研究科	学術委員会（正）
理事	西川 智#	独立行政法人 水資源機構	国際交流委員会（副）
理事	能島 暢呂*	岐阜大学工学部	研究運営委員会（正）
理事	秦 康範#	山梨大学工学部	広報委員会
理事	牧 紀男	京都大学防災研究所	学術委員会（副）(電子ジャーナル(正))、防災学協会連合組織担当
理事	松岡 昌志	東京工業大学大学院総合理工学研究科	学術委員会(電子ジャーナル副部長)、広報委員会(学術委員会担当)
理事	宮野 道雄	大阪市立大学 大学運営本部	選挙管理委員会（正）
理事	村尾 修*	東北大学 災害科学国際研究所	広報委員会（正）、東日本大震災特別委員会担当
理事	村上 ひとみ	山口大学大学院理工学研究科	選挙管理委員会（副）
理事	森 伸一郎	愛媛大学大学院理工学研究科	表彰委員会（副）
理事	矢代 晴実*	防衛大学校システム工学群	安全工学シンポジウム担当
監事	井野 盛夫	常葉大学環境防災学部	
監事	山崎 文雄*	千葉大学大学院工学研究科	

*2014 年度末に改選予定の理事・監事，#2014 年度新規選出

顧問

伊藤 滋	小川 雄二郎	梶 秀樹	片山 恒雄	亀田 弘行
熊谷 良雄	高野 公男	長能 正武	濱田 政則	林 春男
村上 處直	村上 雅也	室崎 益輝	宮本 英治	吉井 博明
翠川 三郎				

7. 研究運営委員会の2014年度活動報告

研究運営委員長 能島暢呂（岐阜大学）

研究運営委員会では、地域社会の安全性の向上に関する学術・文化・社会の進歩発達に寄与することを目的として、学会が自主的に実施する研究（企画研究）と、外部からの委託申し出によって行う研究・調査（受託研究）の運営を行っています。2014年度においては、企画研究に関する3つの小委員会が活動を行いました。以下、小委員会の今年度の活動概要と次年度の活動計画について報告します。

(1) 企画研究小委員会

(a) 被災地生活支援のための循環型非常食の考案と事例紹介に関する小委員会（2013～2015年度）

主査：守茂昭（一般財団法人都市防災研究所）

防災倉庫に所蔵したまま賞味期限が来ると破棄される宿命にある多くの非常食は、ともすると被災時でさえ利用されず、資源のムダとなっている場合が多い。非常食普及の壁を打破するには、このムダの解消も含め、非常備蓄のあり方に関する考え方が再考される必要があり、ローリングストック法などに代表される方法論の提案と紹介を試みる。具体的には普通食として流通している食品であっても、賞味期限がある程度長い（半年から1年）ものであれば、備蓄倉庫にストックし、日常的に消費しながら非常時の食料としても活用していくローリングストック法を、多面的に実践する方法を検討していくことになる。その検討の途上で発生した東日本大震災を受け、東日本大震災の復興支援と連動させて、被災地産品で上記の備蓄の趣旨に叶う産品を探し出し、備蓄にふさわしい食材として世に紹介していく活動が検討・実践されている。

基本情報として、現状の災害備蓄食料の取り扱いの実情を把握する一方、ローリングストック法を進展させる多面的活動の一つとして、食品業界に呼びかけながら備蓄倉庫に蓄える食材が味覚面と栄養面においてバランスの良い品揃えになるように働きかける努力を展開している。また生産者サイドだけでなく、消費者の側の消費姿勢として、日持ちの良い食品を有効に活用していく食生活の知恵の考案活動も重要となる。さらに流通業界では「食品ロス」問題が発生し始めており、流通食材の1割前後は、新品のまま破棄されるという、防災備蓄側からすれば不可解な現象が起きており、小さな需要に応える小さな供給の仕組みづくりが急務となっている。

委員会開催は、2014年度4月、6月、10月、12月に開催、被災地調査は2014年8月と10月に実施した。2014年10月18日に、地域安全学会東日本大震災ワークショップにて活動内容を発表した（題目：循環型防災備蓄の方向性について）。また、2015年2月の震災対策技術展では日本災害食学会のセッションにて問題提議を行い、災害食の認定基準について、日本災害食学会の災害食認証基準発表に協力した。

今後は、公的備蓄倉庫における貯蔵の在り方について、水準の高い倉庫を構築する活動を展開する予定である。

（文責：守茂昭 主査）

(b) 世界の復興計画比較研究小委員会（2013～2015年度）

主査：大西一嘉（神戸大学）

近年、世界の各地で大規模な自然災害が発生している。わが国でも、2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震により引き起こされた被害は甚大、かつ非常に多様であり、広範囲に及ぶことから、長期的な復興計画の実現にあたっては多くの困難が予想される。当研究小委員会では、世界各地の災害復興過程において直面する様々な課題に関して計画的視点からアプローチし、その普遍性と独自性を比較検証することを目指して2013年に発足した。初年度については比較検討対象とする研究フレームを巡る議論から始めたが、様々な理由から活動の調整がつかず実質的な活動が行えなかったため一時休止とし、活動報告を見送らざるを得なかった。2014年度については、8月、11月、3月に研究会を開催した。まず四川大地震を事例として、被災住宅の形態の多様性に着目し、その復興課題を検証した。四川大地震の被害は広範囲にわたり、市街地に建つ集合住宅などの都市住宅、伝統的工法の農家、山間部の少数民族

住居など多様であることから、計画の前提となるべき被災地における住宅復興ニーズの把握、住宅・地域再建のあり方等の現状について検討した。次いで、中国青海省玉樹地区地震（2010年4月）に関して、標高4000mのチベット高原が主たる被災地であり、復興計画策定に当たって工事資材調達や工事期間という側面からも独自の困難が存在したことから、復興方式をどのように構成すべきかについて比較検証を行った。

2015年度については、都市部での集合住宅（マンション）の復興方式に着目して、米国のハリケーン被害や、台湾の集集地震における非再建事例について、法制度面での違いを含めて比較検証する予定である。

（文責：大西一嘉 主査）

(c) 社会に役立つ防災情報システム研究小委員会 (2011～2014 年度) (2015～2017 年度)

主査：牧紀男（京都大学）

本研究委員会は「電子情報通信学会 情報・システムソサイエティ」と共同で、東日本大震災の長期的な復興、並びに次なる災害を想定し、若手研究者を中心とした人材のネットワークを構築すると共に、様々な情報システム技術を連携・融合させることで、情報混乱期における現場対応を支援する防災情報システムのあり方について研究を進めている。

本年度は、地域安全学会・電子情報通信学会共催で研究会を2回開催した。「第2回減災情報システム合同研究会」を2014年9月2日13:00-16:30 産業技術総合研究所 つくばセンター（中央）本部・情報棟1階 交流会議室において開催し、6編の研究発表が行われた。また、「第3回減災情報システム合同研究会」を2015年3月10日13:00-16:30 立命館大学くさつキャンパス・エポック立命21、K306会議室において開催し、7編の研究発表が行われた。研究会の発表要旨は、以下のURLより参照可能である。URL：<https://sites.google.com/site/drisjw/home>

来年度も2回程度「減災情報システム合同研究会」を実施する計画である。本研究会への地域安全学会側の参加者が少なく、来年度は地域安全学会会員の本研究会への参加者を増やしたいと考える。

（文責：牧紀男 主査）

(2) 受託研究小委員会

該当なし

8. 第3回国連防災世界会議報告

(1) 第3回国連防災世界会議報告

国際交流委員会、国連国際防災戦略諮問委員 西川智

はじめに

2015年3月14-18日、仙台で第3回国連防災世界会議が開催され、出席した国連加盟国187ヶ国の総意として「仙台防災枠組」が採択された。この国連防災世界会議は今回で3回目、1994年横浜、2005年兵庫、2015年仙台と日本で連続して開催されてきた。筆者は、1994年の横浜会議の準備に携わり、2005年兵庫会議の日本政府側の責任者となり、2015年仙台会議準備のための国連の諮問委員を務めてきた。本稿では、これまでの国際防災の流れと第3回国連防災世界会議での「仙台防災枠組」採択に至る経緯をご紹介します。

国際防災の十年 IDNDR と横浜戦略

先進国といわれている国で、日本ほど自然災害に悩まされてきた国はない。梅雨と台風の豪雨による洪水や土砂災害、地震に津波、火山噴火、豪雪に雪崩と、世界各国が体験している大抵の自然災害を日本は経験してきている。西欧諸国は、アルプスより北では地震も火山もほとんどなく、ハリケーンが来ることもない。北米では、東海岸にはハリケーンがたまに来て、西海岸には地震があり、内陸部には竜巻が来る。ただし、あれだけ広い大陸で複数の災害に悩まされる場所は少ない。豪州は、干ばつや野火があるが、地震も火山もない。他方、アジアや中南米を見てみると、台風・ハリケーン・サイクロンや地震・火山に悩まされている国が多数ある。

日本は、これらの国々と防災技術協力を進めるとともに、各国間で防災の知識や技術の共有が必要と考え、1987年に1990年代を「国際防災の十年 IDNDR」とすることを国連総会で提案した。そして1994年、国連総会決議に基づいた防災に関する初めての国連防災世界会議 WCNDR が横浜市で開催され、「防災のための横浜戦略」が採択された。これは、自然災害による被害を少なくするため、各国自らが、そして、国際社会として何をなすべきかを分野横断的かつ体系的に整理した初めての国連文書である。それまでは、たとえば地震学や耐震工学、河川工学といった専門分野毎の国際学会などを通じた国際的な情報共有や研究協力はあったものの、「横浜戦略」は、これらの多数の分野を横断的に包含し、防災教育や災害情報の伝達やコミュニティレベルでの防災活動の必要性を明示し、各国政府や地方政府において被害を減らすために事前に取りべき対策を体系的に整理した画期的な文書であった。また、各国での防災の推進のために分野横断的な組織の設置を呼びかけたものであった。この「横浜戦略」は、防災にかかる各分野の世界の代表的な科学者の議論をもとに取りまとめられ、その推進も、防災分野の科学者が推薦するモデルプロジェクトを実施し、それを国際的に普及するという方式を目指した。

残念ながら、「横浜戦略」が採択された翌年、日本では阪神・淡路大震災が発生し、6千名余の方々犠牲になってしまった。しかしながら、その際に各国から差し伸べられた好意に報いるためにも、日本は、阪神・淡路大震災の教訓を他の国と共有する活動を進めた。「横浜戦略」に類似の災害を抱える地域での情報交換の強化の必要性が明記されていることから、災害の多いアジア諸国との情報交換と協力を重視すべきであるとして、当時の国土庁防災局が中心となって、アジア各国と数回の調整会議を開催、各国の合意を基に、防災分野の情報交換、政策対話、国際協力の推進に当たるアジア防災センターADRCが1998年神戸市に設立された。

国際防災戦略 ISDR と兵庫行動枠組 HFA

1990年代には、フィリピンのピナツボ火山噴火や中南米のハリケーン・ミッチなどの大災害が多数発生したが、他方、中東の湾岸戦争、旧ユーゴスラビアの民族紛争、ソマリアの内戦といった深刻な人道問題が多発し、国際社会の自然災害への関心は必ずしも高いとはいえず、結果的に IDNDR もいわば低空飛行のまま推移

した。1992年には、リオ・デ・ジャネイロで地球サミットが開催され、持続可能な開発のために国際社会が取り組むべき課題が整理されたが、そこでは防災については、何ら言及されずに終わっている。IDNDRは1999年に終期を迎えたが、国際防災活動は十分に進展していないと認識され、国連では2000年以降「国際防災戦略ISDR」として推進されることになった。推進にあたっては、UNESCOやWMOといった国連システム内で防災に関係の深い専門機関やADRCなど地域の防災機関との連携をこれまで以上に図るとともに、各国政府で防災行政を推進する体制の組織化と各国内での防災の重要性の認知を上げることが重視されるようになった。2002年には、日本政府とADRCとWMOの協力により国連ISDR事務局は「世界防災白書 Living with Risk」を初めて作成し、国際社会に防災の重要性をアピールした(この世界防災白書は、その後GARと名称変更し2年ごとに発表されるようになった)。2003年国連総会で、横浜防災戦略の採択後10年の進捗を総点検し、各国や国際機関がさらに何をなすべきかを整理する第2回国連防災世界会議WCDRを2005年に神戸で開催することが決議された。これには、2002年ヨハネスブルグで開催されたWSSD(持続可能な開発に関する世界首脳会議)の成果文書で、自然災害が持続可能な開発にとっての脅威であると言及されたことを受け、国際社会における防災の重要性をさらに打ち出そうという意図もあった。しかし、この会議開催決定までの国際交渉は決して順調なものではなく、EUが、防災は国連会議で扱うほど重要な課題かと疑問を呈し、閣僚は出席すべきでないと言明し強硬に主張した。

2004年12月26日、インド洋津波により、約23万人の方が亡くなった。インド洋諸国には、津波予警報システムがなく、インドネシア以外の震源から離れたインド洋沿岸諸国にも不意打ちで津波が襲来したが、これほど多数の犠牲者を出す要因であった。その犠牲者はインド洋諸国の住民のみならず、クリスマス休暇で東南アジアの海辺リゾート地に滞在していた多数のヨーロッパ人をも含むこととなった。それまで自然災害はアジアや南米に限られたかわいそうな国の問題と考えてきた国々にとって、突然身近な課題として認識されるようになった。

インド洋津波の衝撃がさめやらぬ2005年1月に、阪神・淡路大震災から10年で見事に復興した神戸市で国連加盟国168ヶ国、78国際機関などから4000名以上が参加し国連防災世界会議WCDRが開催され、「兵庫行動枠組HFA」が、2005年～2015年の10年間世界各国が防災に取り組む際の指針として採択された。EU各国からも多数の閣僚が出席し、積極的に討議に参加した。なお、このHFAの副題は、「国やコミュニティの災害に対するレジリエンスを構築する」となっており、昨今多用されている「レジリエンス」の先鞭をつけたものである。

「兵庫行動枠組HFA」作成の準備過程では、防災に関心の強い各国の専門家と行政官が2004年12月中旬まで約半年間かけてその草案について議論を重ね、「横浜戦略」で敷衍された災害被害を軽減するために実施すべき様々な事項を、10年間に各国が主体的に確実に実施するため、5つの優先行動の柱に整理して推進するという形をとった。その内容は、災害対策基本法に基づく日本の防災の取組を色濃く反映したものに、インド洋津波を受けて災害予警報の必要性を追加したものとなった。

HFA 推進から防災の主流化 mainstreaming disaster risk reduction へ

HFA 採択前後に、2004年インド洋津波、2005年ハリケーン・カトリーナと世界的に耳目を集める災害が続き、国際社会の中で防災への関心が高まり、HFA 推進のための様々なイニシアチブが発生した。被災地のより良い復興について、様々な国際機関のノウハウを分野横断的に共有するための国際復興支援プラットフォームIRPが2005年5月にADRCを母体として神戸市に設置された。2006年9月には、世界銀行が中心となって各国の防災への取組を支援する防災グローバル・ファシリティーGFDRRが開設された。この世界銀行の動きは、多くの途上国において、その国の財務省や経済計画省を防災に目を向けさせる効果があった。2007年6月からは、各国や国連専門機関や世界銀行、様々な民間団体や国際NGOなどが一堂に会してHFAの推進について意見交換をする防災グローバル・プラットフォーム会議が、2年ごとにジュネーブで開催されることになった。また、世界の地域毎に、その地域でのHFA 推進の進捗状況や地域協力について意見交換をする防災リージョナル・プラットフォーム会議も定期的開催されることとなった。2005年兵庫国連防災世界会議を契機として、防災は急速に国際社会の中で注目を集め、HFA に沿って防災行政に新たに組織的に取り組

む国々も増加した。世界各地では、2008年の中国四川省での地震、ミャンマーを襲ったサイクロン・ナルギス、2010年ハイチでの地震など依然として災害による大規模被害が相次ぎ、HFAに述べられている持続可能な開発と防災との密接な関係が実感をもって理解されるようになり、防災分野に新たに参入する民間団体やNGOも増加し、さらには、防災をテーマとして国際場裏でロビーイングするための国際NGOも新たに設立された。

2011年3月11日の東日本大震災は、再び、日本の置かれた苛酷な自然条件を見せつけ、巨大津波により約2万人もの犠牲者が出た。しかし、緊急地震速報の実用化、新幹線の緊急自動停止、建物の耐震補強や免震などによる被害を軽減することが出来ることも示された。東日本大震災の2ヶ月後にジュネーブで開催された防災グローバル・プラットフォーム会議の場で、日本政府は、津波による悲劇の教訓と、事前の準備により災害被害を減らすことは可能だということ、また、神戸に続いて東北の被災地からの復興の経験を世界各国と共有するため、国連防災世界会議を2015年に日本で開催したいという意思表示を行った。そして2013年12月の国連総会において、2005年1月に兵庫会議で合意したHFAの実施状況をレビューし、HFAの後継となる2015年以降の国際防災協力の新たな枠組みと、その推進方策と進捗状況を定期的に把握する方策について合意することを目的として、2015年3月に仙台市で第3回国連防災世界会議WCDRRを開催することが決議された。

2011年の東日本大震災と2011年秋のタイ大洪水は、物流・人流・情報すべてが国境を越えて活発に移動している中で、災害の影響は直接の被災地のみならず、サプライチェーンの中断等を通じて瞬時に世界各国に波及することを示した。また、開発途上国において防災への考慮が不十分なまま開発が進められた結果、一旦災害が発生すれば、それまでの経済発展の成果が失われかねないことも示唆した。国際的企業がリスクに敏感になっている中、2012年1月のダボス会議においても、リスクやレジリエンス、企業の防災活動への参加やBCPが重要な課題として取り上げられた。また、脆弱性が高い地域への投資を企業は慎重に判断すべきという動きもあり、このことが、2011年大洪水の後、タイ政府が抜本的な洪水対策の実施を早急に打ち上げた背景にある。かくして、2015年第3回国連防災世界会議は、それまで防災に関心であった国々や多種多様な団体が積極的に参画し、防災の主流化 *mainstreaming disaster risk reduction* をひとつのキーワードとして準備が進められた。

第3回国連防災世界会議 WCDRR 準備交渉

2015年は、国連を舞台とする重要な多国間交渉会議が3つ重なることとなった。仙台での国連防災世界会議、ポスト2015年開発アジェンダを決定する9月の国連総会、そして、12月の気候変動に関するパリでのCOP21会議である。仙台での国連防災世界会議は、東日本大震災の4周年の日に合わせて開催日が決定されたことから、この3つの先陣を切ることとなった。このため、仙台の会議では、他の2つの会議を意識した動きが顕著であり、特に会議終盤での「仙台防災枠組」をめぐる国際交渉は、COP21を睨んだ各国間の駆け引きが活発になされ、日本人の考える「防災」とは必ずしも関係がなさそうな話題により長引くこととなった。

国連防災世界会議は、国連総会決議に基づき、いわば国連総会が臨時に引越して開催されるという形であるため、その会議形式や公式準備にも国連の様々な手順が定められている。まず、2014年の7月と11月に、それぞれ2日間、国連加盟国及び国連専門機関や事前登録された国際NGOが参加する公式準備会合がジュネーブで開催された。7月の準備会合では、各国等がそれぞれの関心事項について意見表明を行い、11月の準備会合では、2015年以降の新しい防災枠組についての文言交渉が始まった。この交渉プロセスでは、国連加盟国の5地域グループそれぞれから2ヶ国ずつ(バングラデシュ、チェコ、エクアドル、エジプト、フィンランド、ジャマイカ、ロシア、南スーダン、スイス、タイ)とホスト国日本の合計11ヶ国が会議準備のビューロー(幹事)国となり、その中からフィンランドとタイの駐ジュネーブ代表部大使が会議準備の共同議長として文言交渉の進行役を務めることとなった。1994年横浜会議の準備においては、防災の有識者会合が作成した素案をもとに議論を進め、2005年兵庫会議の準備においては、ビューローの付託を受けて起草委員会が設置され、スイス政府の防災専門家が座長となって各国政府の防災専門家が議論を進めたことに比べて、今回は、防災が重要なテーマと見なされたが故に、職業外交官である両国の大使自らが議論の進行役を務める形となった。

当初の予定では、2014年11月の準備会合であらかた文言交渉を進め、仙台会議前日の2015年3月13日に仙台で最後の準備会合を行い、新しい防災枠組を概ね合意しておく見込みであったが、11月の会合では予定の3割程までしか交渉が進まず、急遽12月に3日間、1月に5日間の非公式協議が追加されたものの議論は収斂せず、3月13日の準備会合では14日以降本会議中に **main committee** を設置して文言交渉を続行することが決定され、正式会議に突入することとなった。

なぜこのような事態に至ったか、筆者の個人的見解を述べさせていただく。まず、2005年以降 HFA が国連などの様々な会議で繰り返し重要なものとして言及されたが故に、HFA の後継文書は大変重要なので、今まで防災に関与していなかったものの、そこに噛んでおかないとまずいと考える各種 NGO や国際的な業界団体が多数ジュネーブの準備会合に参加し、それぞれ自らの関心事項を文言交渉に盛り込もう、自分達の活動の場を今後増やすためにも何らかの形で防災と密接な関係があると明記させよう、と活発に活動したことがあげられる。彼らの多くは、兵庫会議で HFA が採択された経緯や、その基本となる横浜戦略についての知識は乏しいものの、自らのアジェンダをいかに国連の合意文書に盛り込むかについては、他のテーマの国連会議で経験が豊かであり、それを防災分野でもと行動したように思われる。各国の交渉担当官は、そのほとんどはジュネーブ代表部の外交官であり、彼らは、日常的に、気候変動、人道問題、開発援助などについての国際交渉には場数を踏んでおり、2015年冬の気候変動に係る COP21 の前哨戦と考え、この際、自国の日頃からの主張をこの防災会議で書き込めれば、COP21 交渉に有利という思惑も見え隠れした。当初、ホスト国としての日本は、自然災害を抱える防災に熱心な国の首都から防災の専門家が多数準備会合に参加し、防災についての実質的議論が活発に行われることを密かに期待していたものの、防災が国際交渉での重要テーマと認識されたが故に、かえって、多国間交渉の場数を踏んでいる各国のジュネーブ代表部が全面に出るという構図になり、そのメンバーがそのまま仙台での **main committee** 交渉に臨むこととなった。さらに、自然災害の経験が乏しく防災の専門家は少ないものの人道援助に関心のある国は、紛争も防災の対象と拡大解釈することにより、自国の専門家が活躍する場を確保しようと動いた。

第3回国連防災世界会議 WCDRR 開催

2015年3月14日から18日、国連防災世界会議が開催された。187ヶ国の代表、国際機関、NGO等本体会議に6500名以上が出席、そのうち各国首脳25名を含む閣僚が100名以上、国連事務総長、UNDP総裁など国際機関の代表も多数出席し、関連プログラムを含めると延べ約15万人以上が参加し、日本で開催した国連関係の国際会議としては過去最大の会議となった。山谷防災担当大臣が議長を務め、天皇・皇后両陛下ご臨席のもと開会式が行われ、安倍総理大臣がその場で「仙台防災協力イニシアティブ」を発表し、今後4年間で40億ドルの防災分野の協力の実現と4万人の人材育成を行うことを表明した。

仙台国際センターでの本体会議では、

- ① 全体会合(プレナリー)における各国首脳級のステートメント
- ② 首脳級が参加するハイレベル・パートナーシップ・ダイアログとして3セッション
 - ・女性のリーダーシップ
 - ・官民連携
 - ・多様な主体の参画
- ③ 閣僚級ラウンドテーブルとして5セッション
 - ・より良い復興
 - ・国際協力
 - ・災害リスクへの対処
 - ・都市災害の削減
 - ・公共投資戦略
- ④ 分野別ワーキングセッションとして以下の4つのテーマで、33セッション
 - ・HFAの5つの優先行動の進捗状況と課題
 - ・新たなリスクへの対処(地震・津波災害、事故災害(原子力災害を含む)等)

- ・多様な主体の参画(民間セクター、学術研究、科学技術、障害者等)
- ・特定分野の推進(文化遺産、建築基準、災害保険等)

が開催されるとともに、**main committee** において、新たな防災枠組についての国連加盟国間交渉が連日夜を徹して行われた。

また、「東日本大震災の経験と教訓を世界へ」をテーマとして、新たな防災のあり方などを展望するシンポジウムを、日本政府及び地元自治体が共同で開催すると共に、東北大学を含む仙台市内の多数の会場や東日本大震災の被災地で、**public forum** として様々な特色あるテーマで 350 以上のシンポジウムやセミナーが開催された。また、東日本大震災の被災自治体が連携し、防災や復興の取組を世界に向けて発信する「東北防災・復興パビリオン」、日本の防災関連技術・製品を展示する防災産業展が開催された。

仙台会議は、本体会議の参加者の数、首脳級を含む多数の閣僚級の参加者、多数の豊富な分野別ワーキングセッション、そして無数の **public forum** 等、大変内容の充実した防災の会議となった。惜しむらくはあまりにも多数のプログラムが同時並行でしかも分散した会場で開催されたために、せっかくの魅力的なプログラムに参加したくても物理的にかねもちが難しかったこと、一部のワーキングセッションでは事前に多国間の専門家での構成について何回も議論し準備したにもかかわらず、各国から参加する多数の閣僚クラスの出番を作るための直前の変更がなされたこと、この会議のために仙台国際センターを増築したものの、事前予想を大きく超える本体会議参加者があったために会場内の混雑が激しかったことなど、この会議が国際的に高い注目を集め多数の集客に成功したが故の難しさが現れた。そのような中で、地元仙台市を中心として、会議参加者のために様々な便宜を図りホスピタリティーに細心の心配りをしてくださったことには、海外からの会議参加者からは賞賛の声が上がった。特に、障害を抱える方が不自由なく会議に参加出来るようにと、会場設営に工夫したのみならず、多数の市民ボランティアの方々が献身的に対応してくださったことは特筆に値する。

仙台防災枠組 **Sendai Framework for Disaster Risk Reduction**

会議最終日 3 月 18 日深夜、山谷防災担当大臣の議長の下、「仙台防災枠組」と「仙台宣言」がコンセンサスにより採択された。この新しい防災の国際枠組の準備は前述のようにこれまでになく多数の新規参加者があったことから難航したが、日本側関係者の粘り強い交渉により、今回の新しい仙台防災枠組では、2005 年 HFA で整理された骨格に加えて 3 つの防災上重要な要素が追加された。

① 「生命を守る」から「生命と生活を守る」へ

HFA はインド洋津波直後に採択されたこともあり、災害の早期警戒システムを強調している。早期警戒に基づき迅速な避難が行われれば、生命は助かるが、生活の基本となる住まいや職場が失われては、被災者の生活再建はおぼつかない。多くの開発途上国の被災地では、仮に命が助かったとしても、被災者の生活や生計の基盤が失われると被災者は貧困に落ち込み、そのことが地域社会の脆弱性を増して国土管理の劣化につながり、さらに災害が増加するという負のスパイラルに陥りかねない。市民の生活を守ることは持続可能な開発に必要な不可欠であることから、今回「生活 **livelihood** を守る」という観点が明記されている。

② 「防災のために必要な事前投資をする」

生活を守るためには、住まいや職場を災害から守らなければならない。そのためには、居住地・農地・産業団地などを災害から守るとともに、住宅・学校・病院などがしっかりした物でなければならない。このためには、当然のことながらお金がかかるが、それを政府も民間も安全な地域社会形成のために必要な事前投資と考えて、継続的に対応すべきとされている。

③ 「不幸にして被災したら **Build Back Better**」

東日本大震災被災地では、より安全な地域社会として復興するための様々な工夫と努力がなされている。このような努力は日本人には当たり前のことと受け止められるが、世界各地の大災害の被災地は必ずしもそうではない。被災を繰り返しては、持続可能な開発は不可能である。そこで **Build Back Better** を合い言葉によりよい復興を目指すべきことが明記されている。

仙台防災枠組の推進に向けて

今回の仙台防災枠組は、仙台会議に至るまでの3年間、非公式・公式の国際交渉を積み重ねた上で採択された。2005年までは、国連の中では目立たない専門分野だった防災が、「持続可能な開発」や「気候変動への適応」と密接な関係があると打ち出したことで、国際社会の強い関心を引きつけた。歓迎すべきことだが、一方で他の分野の会議で議論すべき対立点が多数持ち込まれ、最終合意に至るまで難航した。3月14日の開会式では、国連側の仕切りで2015年12月パリでのCOP21会議の議長予定者が挨拶する機会を与えられた。2005年兵庫会議までは、防災は一義的には各国各地方自らが責任をもつべきであるとして、国連会議の中では珍しく南北対立の無いテーマであったものが、このことで仙台会議はCOP21の前哨戦だということをジュネーブから来た各国外交団に印象づけ、気候変動の国際交渉では定番の先進国対途上国の **common but differentiated responsibility** をめぐる対立が持ち込まれた。当初、仙台会議は3月18日の13時に全体会合を終了する予定であったが、仙台防災枠組について **main committee** での合意が成立したのは22時までかかった。この最終段階で交渉が決着せず残っていた例としては、紛争地域は防災上特に脆弱であると特記すべきか否か、防災のノウハウの国際的共有を促進する場合にその共有当事者相互の合意に基づいてと限定すべきかどうか、などがあげられる。前者については、その例示は不当な内政干渉に当たるという反発、あるいは、紛争地もさることながら占領地のほうがもっと問題ではないか、占領地について言及することは不適切だ・・・というやりとりが繰り返され、ある段階で、この会議の主たるテーマや事務局である国連ISDRのマンデートからは逸脱するのではないかという声が上がりようやく葬り去られた。後者については、知的所有権の保護に大変敏感な先進国2ヶ国が最後まで限定にこだわり続け、最終的には、当該国としては、あくまでも共有当事者相互の合意にこだわる立場であり、この枠組の該当箇所については明確に意見留保し賛同しない、されどこの枠組をコンセンサスで採択することを阻止する意図はない、としてようやく矛を収めた。3月18日24時の数分前に、全体会議で仙台防災枠組はコンセンサスで採択された。

この仙台防災枠組の採択は、今後15年間の各国・各地域・国際社会の防災の新たな出発点であり、今後、国際社会としての進捗管理が重要である。HFAが10年の枠組みであったものを、今回2030年までの15年間としたのには、ポスト2015年開発アジェンダとの連動を図るためである。仙台防災枠組では、7つのターゲット、①死者数、②被災者数、③経済的損失、④重要インフラストラクチャーの損害、⑤防災戦略採用国数、⑥国際協力、⑦早期警戒及び災害リスク情報へのアクセス、を定性的に設定しており、今後その定量化とポスト2015年開発アジェンダへの反映に向けた検討が進められる。また災害統計の各国での整備と分析・管理・活用や災害リスク評価や地理空間情報の活用なども明記された。防災に関して多数の多様な関係者が豊富な知見を有する日本として、今後、この推進により世界の人間の安全保障に貢献することが求められている。

(第3回国連防災世界会議のプログラムや成果文書は、

外務省 website: http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page3_001128.html

内閣府防災 website: <http://www.bousai.go.jp/kokusai/kaigi03/report.html>

国連 website: <http://www.wcdrr.org/>

で参照可能です。)

(以上)

(2) 第3回国際都市防災会議 パブリックフォーラム

牧紀男

地域安全学会、台湾・危機管理学会、韓国・防災学会共催で、第3回国際都市防災会議パブリックフォーラム「アジア太平洋地域における防災・減災の研究・実務に関するワークショップ (Workshop on Research, Policy and Practice on Disaster Reduction in Asia Pacific Regions)」が、2015年3月18日午後13時30分-17時30分、TKP ガーデンシティ仙台勾当台 ホール3において開催された。

本パブリックフォーラムの目的は、アジア太平洋地域の防災研究者・実務者が一同に会し、アジア太平洋地域における防災実務上の課題、最新の研究成果を共有することであり、日本、台湾、タイ、APEC、国連における現在の防災の取組について報告・議論が行われた。台湾：3、タイ：1、ネパール：1、フィリピン：1、日本：9の計15名の専門家のラウンドテーブルという形式で議論が進められた。様々な議論が行われたが、アジア太平洋地域の防災を考える上での今後の課題として企業の業務継続 (Business Continuity Plan (BCP), Business Continuity Management (BCM)) の重要性が指摘され、今後も継続的に情報交換を行っていくことが合意された。



写真 議論の様子

8. 寄稿

(1) 災害ミュージアムと防災文化の形成

名古屋大学減災連携研究センター 阪本真由美

1. はじめに

2015年1月17日5時。神戸市役所前の東遊園地で行われる阪神・淡路大震災の追悼式典に参加するために電車に乗ろうと、最寄りの阪神電車の新在家の駅について驚いた。早朝であるにも関わらずプラットフォームは人であふれていた。式典の会場には、年配の人もいれば、大学生や高校生も、親に連れられた小学生もおり、例年にない混雑ぶりだった。阪神・淡路大震災から20年が経過し、神戸の街並みには、震災の面影を残すところはほとんどない。それでもなお、多くの人々の心に阪神・淡路大震災が刻まれていること、それが、震災を経験した世代だけではなく、震災を知らない世代にまで受け継がれていることを感じた。

翌日、大学の研究室に行くと、阪神大震災を記録しつづける会の「阪神・淡路大震災わたしたちの20年目」という手記集が届いていた¹⁾。阪神淡路大震災を記録し続ける会は、1995年から10年間、阪神・淡路大震災の手記集を発行し続けてきた団体である。手記を編集した高森一徳氏は、阪神・淡路大震災の直後に『阪神・淡路大震災の記録を残そう』と思った。マスコミも、地震直後から大取材陣を送り込んでいるが、きっとそれから漏れる記録があるはずだ。どんなささいな記録でも、いつか役にたつかもしれない」と活動の経緯を記している²⁾。記録を残さなければとの思いにより、10年にわたり手記集は発行された。現在の事務局長は、高森一徳氏の姪の高森順子氏である。10年ぶりに更新された手記集の「まえがき」に高森順子氏は「この手記集は、10年のブランクがあるものの、過去の手記集と地続きの「第11巻」であることを明記しておきます」と記している¹⁾。手記集を通して、阪神・淡路大震災の記憶をつなぐという活動が続けられている。

災害の記憶は、意図しない限り残らない。地震の威力を示すとはいえ、壊れた建物をわざわざ残そうと考える人はいないだろう。壊れたものが撤去され、そこに、新しい街が創られると、復興が進んでいるように感じる。ところが、阪神・淡路大震災の復興過程においては「このまま震災を忘れてしまっているのか」という葛藤がうまれた。そして、震災の記憶・記録を保存し、伝えるという取り組みが始められた。その一つが、2002年に神戸に設置された「人と防災未来センター」である。人と防災未来センターは、阪神・淡路大震災に関する記憶・記録を災害に関するミュージアム（以下、災害ミュージアム）に集積し、展示を通してそれを伝えている。また、災害の記憶の保存と語り継ぎの活動は「世界災害語り継ぎネットワーク（TeLL-NET）」を通して世界各国に広がりつつある。

ただし、災害の記憶を残す、ということは決して容易なことではない。災害ミュージアムの設置過程においては、ミュージアム設置をめぐる、さまざまな葛藤・課題が存在する。本稿では、災害ミュージアムに焦点をあて、国内外の多様な災害ミュージアムの設置をめぐる経緯、展示の特徴を紹介する。そのうえで、災害ミュージアムと防災文化の形成を考える。

2. 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター

阪神・淡路大震災は、近代化された都市を直下型の地震が襲った災害だった。地震により、建物は倒壊し、火災が発生、高速道路・鉄道が転倒した。電気・水道・通信網がストップし、港町神戸は一瞬にして無残な姿になった。兵庫県は、震災復興過程において、阪神・淡路大震災について国内外に発信するとともに、災害に関する調査研究、広域防災支援、人材育成、交流・ネットワーク機能などを備

えた施設の設置に向けての取り組みを始めた。1999年12月の補正予算により設置が決定し、その2年後の2002年4月に開設したのが「人と防災未来センター」である。

多数の被災者がいる状況で、復興のために再開された街に、災害を展示する施設を設置する、ということに対しては様々な議論がおこった。議論は、大きく二つに区分される。

第一に、「メモリアル」をめぐる議論である。人と防災未来センターは、当初は「阪神・淡路大震災メモリアルセンター」という名称で設置が進められていた。震災直後から、阪神・淡路大震災に関するさまざまな資料の収集が兵庫県と市民により進められたこともあり、収集された資料を展示する施設の設置に対する住民の期待は高かった。ところが、設置が決まったセンターの名称からはメモリアルという言葉が消えていた。震災後に資料収集に取り組んでいた震災・まちのアーカイブの季村範江氏は以下のように記している「メモリアルには、記憶する、記念するという意味がある。仮称で推進された計画から、震災の記憶と記録を後世に伝えるための施設だと普通に解釈していたが、正式名称から、防災面が突出して強化されたことは否めない³⁾。メモリアルセンターという名称が変更になった背景には、国の意向もあった。「メモリアルセンター」という名称に対し、予算を統括する大蔵省から「地域が限定され、国費で整備する施設にふさわしくない」という指摘がだされた⁴⁾。そのため、名称は、公募により決められることになり、人の命の大切さや生きることの喜びを「人」に集約し、「防災」という阪神・淡路大震災を経験して認識された社会的合意に、さらに自然や社会な環境を創造するという新たな価値を付加して、これに関する様々な情報を未来へ発信する、という意味で「人と防災未来センター」になった。

第二に、展示で地震を再現する、という点をめぐってである。なかでも、展示に地震の再現映像を入れることに対しては反対が強かった。センター設置検討委員会においても意見は二分され、被災地の委員の大部分からは「疑似とはいえ二度とあのような体験をしたくない」という意見がだされた⁴⁾。また、主管省庁である国土庁も否定的であった。ところが、2000年に行われたメモリアルセンターの公開フォーラムで会場にいた参加者から「私は語り部をしている。子供たちにどんなに言葉を尽くしても、おそらく現実としては理解できていないだろう。あの揺れを体験させることが重要である。そのあと私たちの語ることを聞いてくれるならば、確かな教訓を必ず身につけてくれるはず」との発言がだれた。これらの議論をふまえ、最終的に、再現映像が展示に導入されることになった⁴⁾。

センターは2002年4月に開館した。建物は、水盤にガラスのキューブが浮かび、ガラス面の中央から外に向かって広がるように段が設けられている(写真1)。このデザインは、四面をガラスの被膜で覆い、周囲の風景を写しこむことで自身の姿を消し、一体となって助け合うことの重要性を表現するとともに、常に変化する結晶をイメージしている⁴⁾。水盤は、震災時に水に困ったことを象徴している。建物の外の水盤の水は、建物5階の中庭の噴水へとつながっている。水盤には、震災が起きた5時46分という時刻をイメージしたモニュメントが設置されており、その下には、被災者名簿がおさめられている。建物を設計した、昭和設計の三宗司朗氏自身もまた震災で自宅が全壊しており、復興に対する想いが建物の設計にこめられた⁴⁾。



写真1 人と防災未来センター

中に入ると、エレベーターで4階のシアターに案内され、その後、3階の展示室、2階の展示室を見学するという構造になっている。展示は、地震が起きたときの様子を再現する映像を上映する「1.17 シアター」から始まる。大型スクリーン5面に、映画「ゴジラ」の特殊撮影技術で著名な故・川北紘一氏(当時の東宝映像特撮部長)による映像が、大音響とともに上映される。シアターを出ると、震災直の街並みをリアルに再現したジオラマとなっている。頭上に

は、倒壊した病院からベッドが見え、左側の、倒壊したアパートは一階部分が層破壊となっている。正面には、火災が迫り、どこからか猫の鳴き声が聞こえる。街を通りぬけると、「大震災ホール」がある。そこでは、「このまちと生きる」というタイトルの、震災により姉を失った少女が、復興する神戸の街の様子とともに生きていくというストーリーの映像が上映されている。3階には、阪神・淡路大震災後に収集された資料が展示されている。震災後に市民から収集された資料数は17万点以上に及び、そのなかから選定された約800点の資料が展示に並ぶ。センターに所属するボランティアは163名（語り部44名、語学48名、手話2名、展示解説69名）いる。市民の支えにより、センターは運営されている。

開館以降、年間約50万人の来館者がセンターを訪れている。来館者の多くは小中学生であり、地元神戸市の小学校では、学校の防災教育プログラムにセンター訪問が組み込まれている。阪神・淡路大震災から20年が経過したが、被災地神戸では、人と防災未来センターという阪神・淡路大震災の記憶・記録を集積する拠点を設置したことにより、記憶の語り継ぎが行われている。

3. 災害と歴史・文化：ルイジアナ州立博物館

アメリカ南部ルイジアナ州にあるニューオーリンズはミシシッピ川の河口に発展した、スペイン・フランス・アフリカ文化の影響を残す美しい街である。2005年8月29日にこの地を巨大なハリケーン・カトリーナが襲った。ハリケーンによる高潮に加え、堤防の破堤により、ニューオーリンズ市の大部分が水に浸かった。災害から5年が経過した2010年10月に、ルイジアナ州立博物館にハリケーン・カトリーナの記憶を伝える「ハリケーンとともに生きる。カトリーナ、そしてそれを越えて」という展示がオープンした。

博物館に入ると真正面には、壊れたスタインウェイピアノが置かれている（写真2）。ジャズ・ピアニスト、ファッツ・ドミノのピアノ、ベビー・スタインウェイである。レコードのジャケットにも用いられたこのピアノは、洪水の被害が大きかったファッツ・ドミノの自宅にあったものである。

ミュージアムの天井には、メッセージが入った瓶とガラス作りの手がずらりと並ぶ。地元のガラス芸術家ミッチェル・ドゴーによるこの作品は、亡くなった人を追悼するとともに、支援のために差しのべられた手を表している。

展示は、ルイジアナの地理と歴史から始まる。ニューオーリンズがミシシッピ川河口で発展してきた様子や、地域を襲った黄熱病や、1956年のハリケーン・ベッツィなどの過去の災害のパネルがあり、その後、映像などを用いてハリケーン襲来の様子が再現される。

その次のコーナーでは、被災直後の人々の様子が再現されている。タイトルのつけ方が、ユニークであり、「これがアメリカ？」というコーナーには、救命・救急の様子を説明するパネルとモノが並ぶ。政府からの支援が届かぬ中にいた「普通のヒーロー」を扱った展示や、避難所となったスーパードームの椅子そのものが展示されている。逃げ遅れ、家の中に残された人が壁に直接記した日記は壁面がそのまま展示されている。「何が起こったのか？」というコーナーには、なぜ、堤防が破堤したのか、その理由が解説されている。また、気象警報、政府の災害対応についての解説も並ぶ。そして「家に帰ってきた」では、帰宅時の家の様子が、泥だらけの制服、ぬいぐるみや楽器などのモノと、個々の展示資料に対する被災者の想いをつづったパネルで展示されている。最後の「変えていこう」というコー



写真2 ルイジアナ州立博物館。中に入ると正面にはファッツ・ドミノのピアノがある。

ナーでは、映像が上映されている。そこでは、被災後の様々な取り組みが、被災した人、若い人、年輩の人、男性・女性、フランス系、ベトナム系、黒人、白人、というさまざまな人により語られる。

ルイジアナ州立博物館の展示は、ジャズ発祥の地であり、様々な文化の交差点として豊かな芸術と文化を作り上げてきた地で起こった災害と、そこで生きている人々の暮らしを再現する構成となっている。歴史・文化という側面とのかかわりから災害を捉えるということは、人と防災未来センターでは行われていない。確かに災害は、一瞬にして、地域・文化に影響を及ぼすが、私たちは常に災害と共生しているのであり、地域の歴史・文化の一つとして災害を動的に捉えるということは重要な視点である。

4. ネットワーク型災害ミュージアム：中越メモリアル回廊

人と防災未来センターは、一つの建物のなかに、資料・人などの資源が詰め込まれており、単体で展示が完成する施設型の展示となっている。これに対し、2004年10月23日の新潟県中越地震を伝える「中越メモリアル回廊」は、「長岡震災アーカイブセンター」「おぢや震災ミュージアムそなえ館」「川口きずな館」「やまこし復興交流館」という4つの施設と「妙見メモリアルパーク」「木籠メモリアルパーク」「震央メモリアルパーク」の3つの公園から構成される。4施設3公園は、半径15キロメートルの範囲に点在しており、これらの施設全体をめぐることにより、中越地震の全体像を把握するというネットワーク型ミュージアムである(図1)。



図1 中越メモリアル回廊全体図

都市部で起こった阪神・淡路大震災とは異なり、中越地震は中山間地を地震が襲った災害だった。地震の二日前まで台風による雨が続いており、雨により地盤が緩んでいるところを地震が襲い、地すべり、山崩れが多数発生した。地震による被害は、長岡市、小千谷市、山古志村に及んだ。なかでも、山古志村は、地震後の地すべりにより一時孤立し、全村避難を強いられた。

中越地震の記憶を残す施設の設置に際しては、一つの大きな施設を設置するのか、それぞれの被災地に施設を設置するのかという議論が行われ、最終的にそれぞれの地域に、地域の特性に応じた施設が作られることになった。



写真3 長岡アーカイブセンター。i-pad を用いてデジタルアーカイブを見る。

「長岡震災アーカイブセンター」は、長岡駅前のビルの中にある。中に入ると、床には大きな空中写真があり、中越地震被災地の全体像を把握できるようになっている。i-pad を用いて、「被災」「避難・救助」「復旧」「復興」の区切りで、当時の写真や、語りなどが見ることができる(写真3)。「おぢや震災ミュージアムそなえ館」は、長岡市に隣接する小千谷市に設置された施設であり、災害と備えの重要性について伝えている。展示は、「3時間後」「3日後」「3か月」という区切りで示されている。地震直後の台所の様子、避難所となった温室の様子を再現した部屋も設けられている。「やまこし復興交流館」は、山古志村の地域特性とともに、被災後の村の様子、仮設住宅での暮らしの様子などが再現され

ている。公園となっている3か所は、いずれも中越地震の象徴的な場所である。「妙見メモリアルパーク」は、地震により地すべりが発生し、その脇の県道を走っていた車4台が巻き込まれた場所である。うち1台には、親子が乗っており、男児1名が奇跡的に救出された。「木籠メモリアルパーク」は、河道閉塞により木籠集落が水没し、川に取り残された集落がそのままの形で保存されている。

このように、中越メモリアル回廊は、個々のミュージアムを小さな単位としつつ、地域空間にその建物を分散させている。個々のミュージアムには「記憶」「備え」「復興」「きずな」などのコンテンツを配備されている。来館者は、地域を移動することにより、ミュージアムの展示だけでなく、地域全体の自然、文化、そして災害のスケール感を感じることができる。地域全体がミュージアム空間になっている。

5. ミュージアムの運営をめぐる課題：アチェ津波ミュージアム

ミュージアムというと、展示資料に関心が向きがちであるが、開館させるには施設の管理・運営体制を整えることが重要である。財源をどうするのか、どのようなスタッフを何人雇用すればよいのか、スタッフの人材育成をどのように行うのか、設備の維持管理をどのようにするのかなどの検討が求められる。2004年12月26日に起こったインド洋津波について伝えるアチェ津波ミュージアムの場合、施設建設が先行し、運営体制の構築に苦勞した事例である。

アチェ津波ミュージアムは、インド洋津波災害の被害が大きかったインドネシア国スマトラ島北端のバンダ・アチェに、インド洋津波の災害復興を統轄したアチェ・ニマス復興庁（BRR）により設置が決められた。建物は、一般公募により選定された。ノアの方舟をイメージした建物には、インド洋津波の展示に加え、祈りの空間、津波シアター、イベントホールが設けられ、最上階は、津波に備え避難場所となる設計となっている。ミュージアムの建設費用は国際支援によるものであったが、建設費が5.6百万ドルと高額だったことから反対運動がおり、建設は一時中断した。2009年には、BRR

が解体され、ミュージアムの運営・管理が、アチェ州観光局に移ったものの、開館できぬまま時間が経過していた。

2010年に開催された TeLL-NET 会合にて、津波博物館の館長 Rahmadani 氏（現アチェ州観光局長）が博物館の現状報告を行った。すると、参加者から、なぜ、博物館を開館できないのか、という質問が相次いだ。そして、展示資料の収集、運営体制をめぐる課題について、参加者と率直な情報交換が行われた。帰国後、Rahmadani 氏は、インド洋津波に関する一次資料の収集に取り組むとともに、スタッフの人材育成が行われ、博物館は、2010年5月に開館した（写真4）。



写真4 アチェ津波博物館

館内には、インド洋津波災害の様子を再現したジオラマ、被災したバイク・時計などの一次資料が展示されており、津波の様子を再現したジオラマの横では、自らも被災した解説員が展示解説を行っている。また、TeLL-NET という部屋では、津波を経験した語り部による講話が行われている。

災害ミュージアムの場合、復興過程において一時的な補助金、あるいは海外からの資金援助により設置されるケースがある。資金は、基本的に建物の建設や設備のためのものであり、設備の保守を含む運営体制を事前に検討しておかないと、施設を開館して数年がたった段階で維持が困難になる。

6. 世界災害語り継ぎネットワーク（TeLL-NET）によるネットワークの構築

本稿で触れた災害ミュージアムは、いずれも、地域で起こった災害に関する一次資料の収集・保存・

普及啓発を行っているミュージアムである。災害ミュージアムの数は、2013年時点で、国内では43施設、海外では15施設と多くはない。災害の発生頻度は高くなく、また、災害が起こったとしても、その記憶・記録を保存し伝えるという試みが、世界各国で共有されているわけではない。

災害の記憶・記録の保存と、それによる語り継ぎの重要性を訴えるために始められた活動が、TeLL-NETである。TeLL-NET設置に向けての議論は、2005年1月の第二回国連防災会議の際に、神戸国際会議場の一室で行われた。会議の発起人は、人と防災未来センター副センター長深澤良信氏（当時）、事業課長の村田昌彦氏（当時）、神戸山手女子大学教授の小林郁夫氏など阪神・淡路大震災の復興と経験の発信に取り組んでいた人たちであった。会議には、トルコ、イタリア、バングラデシュ、アルメニア、アルジェリア、島原市など、世界各国の被災地から、災害の語り継ぎ活動を展開していた人が集まった。議論を経て、互いの情報を共有するとともに、記憶・記録の保存と語り継ぎ活動を推進するためのネットワークの構築が提案された。ネットワークの名称については、「語り継ぐ (tell)」ためのネットワークがよいのでは、というパプア・ニューギニア大学の教授の提案により、「世界災害語り継ぎネットワーク (TeLL-NET, Telling Live Lessons Network) となった。

2006年1月20日には、設立総会が行われた。設立総会には、スリランカの国立博物館館長、インドネシアのシムル島で津波の口頭伝承「スモン」の語り部、阪神・淡路大震災後につくられた歌「しあわせ運べるように」の作詞作曲者である臼井誠氏など、国内外で、ミュージアム、歌、口頭伝承などによる語り継ぎに取り組む人が参加した。総会後に行われた、設立宣言には、活動の趣旨が以下のように記されている。

『災害の爪痕や教訓は往々にして被災者や社会からすぐに忘れ去れるため、こうした災害の語り継ぎを継続するには多大な努力が必要である。個々の被災者による災害語り継ぎの効果は限られたものである一方で、その教訓を学ぶべき人は全世界に存在する。したがって世界各国で多様な形態により「災害語り継ぎ」活動を行う個人や団体が、共通の目的に向かい団結し、互いに奨励し、支援しあい、全世界に向けて声をあげることで「災害語り継ぎ」の効果を高める必要がある』(TeLL-NET 設立宣言, 2006年1月20日)

2005年には、1999年のトルコ・マルマラ地震の被災地であるアダパサル市においてフォーラムが、2009年にはハリケーン・カトリーナの語り継ぎに関するフォーラムが開催された。阪神・淡路大震災から10年、TeLL-NETの創設から5年を迎える2010年3月20日～22日に開催されたフォーラムには、世界22カ国から参加者が集まった。フォーラム冒頭に行われた鼎談において、臼井誠氏は、語り継ぎの動機を「生き残った者の義務」と語った。語りは、過去を振り返るのではなく、未来に向けて語られるものであり、そこには、語り継ぐことにより、被害の繰り返しを防ぐという思いがこめられている。被災経験は、一人ひとりに属するものではあるが、それが、ミュージアムのような場に集約され、社会共通の記憶として形成されることにより、その記憶はメッセージ性を持つ。

2015年3月17日には、第3回国連防災会議に併せて開催されたパブリック・フォーラムにて、この10年間の活動を振り返るとともに、この10年間に新しく始められたアチェ津波博物館、中越メモリアル回廊、2011年3月11日の語り継ぎに取り組む仙台メディアテークの活動紹介が行われた。災害ミュージアムの数は多くはないものの、災害に関する記憶・記録の保存と展示構築過程において直面する悩みには、国を越え共通する点が多くある。災害ミュージアムのネットワークの存在は、情報共有と相互協力の推進、そして、災害を経験した地域に、震災の記憶・記録保存の重要性を伝える、という点において着実な成果を示している。

7. 災害ミュージアムと防災文化の形成

最後に、本稿の主題である災害ミュージアムと防災文化の形成について考えてみる。フランスの社会学者ピエール・ノラは、歴史的物事が形成されるプロセスに焦点を当て、フランス社会史の再構築を行った⁶⁾。そこでノラが重視しているのが「記憶」である。歴史文化とは、すでに成立されたもの、

時代を象徴するものではなく、その出来事を構成していくプロセスそのものである。ノラは、「今や大切なのは、過去がわれわれに何を押し付けるかではなく、われわれが過去に何を注ぎ込むかである」と述べている。防災文化も同様に、すでに成立された文化ではなく、災害と対峙し、共生する過程において、人間が命を守るための取り組みを行うことにより形成される。つまり、社会的な記憶がつけられるプロセスそのものが防災文化を形成する。

日本には、災害の後に設置された慰霊碑・記念碑・津波碑などの碑が多数ある。2011年3月11日の東日本大震災の後には、明治三陸津波、昭和三陸津波の後に建てられた碑の存在がクローズアップされた。それらの碑の中には、存在が忘れられていたもの、当初建てられていたのとは別の場所に移設された碑もあった。あたかもそれを予言するかのように、寺田寅彦は、昭和三陸津波の後「津浪と人間」という文章において、碑について以下のように記している⁷⁾。

『災害記念碑を立て永久的警告を残してはどうかという説もあるであろう。しかし、はじめは人目に付きやすい処に立ててあるのが、道路改修、市区改正等の行われる度にあちらこちらと移されて、おしまいにはどこの山蔭の竹藪の中に埋もれないとも限らない。そういう時に若干の老人が昔の例を引いてやかましく云っても、例えば「市会議員」などというものはそんなことは相手にしないであろう。そうしてその碑石が八重葎に埋もれたところに、時分はよしと次の津浪がそろそろ準備されるであろう』

寺田寅彦は、「人間がもう少し過去の記録をわすれないように努力するより外はないであろう」と述べている。東日本大震災は、私たちが、いかに容易に過去の災害を忘れてしまっているのかを示した。次の災害が来る前に、今回の災害の記憶を忘れてしまうことが危惧される。記憶を語り継ぐには、碑の背後にある記憶を忘れないように伝えなければならない。

碑と同様に、災害一次資料も静的なものである。災害ミュージアムが、静的な資料を、動的な記憶に変化させる装置として機能するのかは、ミュージアムが資料を保存するための箱となるか、それとも、地域と協働で記憶を創り出すメディアとして機能するか次第である。そして、災害ミュージアムが、将来に向けて新たな記憶を創り出すメディアになるのであれば、それを通して新たな記憶を想起することができ、それが、防災文化を形づくることに結びつくように思う。

(了)

【参考文献】

- 1) 高森順子編：阪神・淡路大震災わたしたちの20年目，阪神大震災を記録しつづける会，2015.
- 2) 阪神大震災を記録しつづける会：阪神大震災・被災した私たちの記録，朝日ソノラマ，1995.
- 3) 季村範江：メモリアルと防災，瓦版なまず第13号，震災・まちのアーカイブ，2002.
- 4) 斎藤富雄：人と防災未来センター減災への貢献，阪神・淡路大震災10年翔べフェニックス創造的復興への群像，阪神・淡路大震災記念協会，2005年，pp707-749.
- 5) 阪本真由美，木村周平，松多信尚，松岡格，矢守克也：地震の記憶とその語り継ぎに関する国際比較研究—トルコ・台湾・インドネシアの地域間比較から—，京都大学防災研年報第52号，2009，pp181-194.
- 6) ピエール・ノラ：コメモラシオンの時代，ピエール・ノラ編『記憶の場—フランス国民意識の文化—社会史第3巻模索』，岩波書店，2008年（第3刷），pp427-474.
- 7) 寺田寅彦：津浪と人間，寺田寅彦全集第7巻，岩波書店，1997年，pp287-294.



地域安全学会ニューズレター
第 91 号 2015 年 4 月

地 域 安 全 学 会 事 務 局
〒102-0085 東京都千代田区六番町 11-3
エクサス六番町 401
株式会社サイエンスクラフト内
電話・FAX : 03-3261-6199
e-mail : iss2008@iss.info

次のニューズレター発行までの最新情報は、学会ホームページ (<http://iss.jp.net/>) をご覧ください。